

コンゴ民主共和国 ジェンダー情報整備調査 報告書

平成 29 年 3 月
(2017 年)

独立行政法人国際協力機構（JICA）

アイ・シー・ネット株式会社

基盤
JR
17-044

要約

社会経済とジェンダーに関する概況	
コンゴ民主共和国の社会・政治・経済の状況	
● 独立後の独裁政権の圧政に続く紛争は、域内の民族対立・鉱物資源のコントロールをめぐる争いといった要因が加わり複雑化・長期化した。今も東部は不安定な状態が続いている。 ● 広大な国土と豊かな天然資源を持ちながらも、今なおコンゴ民の国民の 63%が国内貧困ライン以下で暮らしており、国民の間の格差も広がっている。	
女性の概況	
● ジェンダー不平等指数や社会制度・ジェンダー指数（SIGI）に示されるように、コンゴ民のジェンダー関係は強い男性優位のジェンダー規範に規定されている。 ● 女性の政治的参画は少なく、国会の 8.4%、上院の 4.6%（2010 年）を女性議員が占めるに過ぎない。これはアフリカの中でも 51 カ国中下から 6 位と低い数値である。2015 年に選挙法から女性のクォータが削除されるなど、女性の政治的参画が後退しているという見方もある。 ● 女性の労働参加率は高く（70.7%）、男性の労働参加率（73.2%）と拮抗している。しかし、男性の失業率（男性労働力に占める割合）が 6.7%（2014 年）なのに対し女性は 9.4%と、女性の失業率が高めとなっている。また、女性の就業は農業とインフォーマルセクターに集中している。また、ジェンダー規範により女性は土地、資金等の生産財を自由に利用することができないなど、女性は男性に比べ不利な状況にある。 ● コンゴ民の女性に対するジェンダーに基づく暴力、特に紛争下の性暴力は世界的にも知られている。政府と国際社会の努力により、全体的な性暴力の発生件数も、問題視されてきた軍・警察による性暴力も減少傾向にある。一方で家庭内暴力を含む一般市民による暴力も多く、不処罰を終わらせるなど一層の取り組みが必要である。 ● 婚姻関係も不平等なジェンダー関係に規定され、夫の死亡後に財産が夫の家族に奪われるなど、女性の権利が守られないことが多い。女性の若年婚が、退学による女性の低い教育レベル、家庭内の不均衡な力関係、若年妊娠・出産によるリプロダクティブヘルスの問題など、女性のエンパワーメントを妨げる要因につながっている。	
ジェンダーに関する取り組み	
● コンゴ民のナショナル・マシーナリーはジェンダー・家族・子ども省である。各省庁にはジェンダーフォーカルポイントが置かれている。州にはジェンダー担当大臣に加え、行政組織内にジェンダー部がある。ジェンダー主流化の仕組みは作られているが、ジェンダー・家族・子ども省、ジェンダーフォーカルポイントなどジェンダー主流化の担当官庁・職員の技術的能力・調整能力が不足している。 ● 関係機関の調整の場として国レベルでジェンダーテーマグループが設置されているが、会議開催が不定期であり機能していない。州レベルでは一部でテーマグループが試験的に導入されている。 ● コンゴ民はジェンダーに関する多くの条約や国際取り決めに批准している。国内でもジェンダー関連の法・戦略・行動計画があり、差別的な内容の多かった家族法も改定されるなど進歩はみられるが、広大な国土と限定的ながらも継続する紛争のため政府の政	

策・法の周知が難しいこと、政府予算の不足、実施官庁の能力不足等により、政策・法の実施が課題となっている。 ● 国連安全保障理事会決議（国連安保理決議）1325 号国家行動計画は 2010 年に作成され、2013 年に改定された。同計画も資金不足から実施が遅れている。
主要セクターにおけるジェンダーの概況
治安セクター
● 治安改革は国家安定と発展の基礎として重視されているが、軍や警察による人権侵害が課題であり、国際社会も多く支援を提供してきた。 ● 警察部門においても、警官のジェンダー研修、女性と子どもを暴力から保護するための特別ユニット設置などの努力が続けられ、その結果、性暴力発生件数の減少や警察官の勤務態度の改善など、一定の成果を上げている。 ● 女性警察官の増員は女性の視点を取り入れ警察のジェンダー主流化を進めるうえで、有効であると思われる。しかし、女性警察官数は増加しているがまだ少数であり、警察内の低い地位に集中している。
職業訓練
● コンゴ民の若者の失業が課題となっており、政府も様々な施策をとっている。しかし、複数の省庁がそれぞれのシステムで職業訓練を実施しており、統一されたシステムが確立されていない。数多くの技術教育職業訓練機関がそれぞれ修了証を出しており、訓練内容に整合性もない状況である。 ● 女性の就業は農業やインフォーマルセクターに集中しており、技術系の訓練コースへの参加率は低い。 ● 女性の起業には包括的な支援が重要で、能力強化のためのトレーニング、資金へのアクセスに加え、メンターやロールモデルによる助言が必要である。
保健
● コンゴ民の保健分野では高い妊産婦死亡率（2013 年は出生 10 万あたり 730）が女性に係る課題である。医療へのアクセス、若年結婚、高い出生率などがその要因である。 ● 大きな健康被害につながるジェンダーに基づく暴力も保健分野の大きな課題である。レイプが、望まない妊娠や HIV/AIDS 感染をもたらすことも多い。

略語表

略語	仏語・英語	日本語
ADFL	Alliance of Democratic Forces for the Liberation of Congo-Zaire	コンゴ・ザイール解放民主勢力同盟
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
ASADHO	Association Africaine des Droits de l'Homme	(コンゴ民の人権団体)
BTC	Belgium Technical Cooperation	ベルギー技術協力機構
CAFCO	Cadre de Concertation des Femmes Congolaises	(コンゴ民の女性市民組織)
CBO	Community based organization	地域社会組織
CEDAW	Convention of Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CEDAW	Committee on Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃委員会
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局
CNDP	Conseil National de Défense du Peuple /National Congress for the Defense of the People	人民防衛国民会議
COMSEA	Common Market for Eastern and Southern Africa	東南部アフリカ市場共同体
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
CRP	Cellule Reforme de la Police	警察改革推進室
CSRP	Comité de Suivi de la Réforme de la Police	警察改革フォローアップ委員会
DHS	Demographic and Health Survey	人口・保健調査
DSCR II	Stratégie de Croissance et de Réduction de la Pauvreté de Sconde Génération	第二次貧困削減戦略文書
DDR	Disarmament, Demobilization and Reintegration	武装解除・動員解除・社会復帰
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DGEF	Direction Général de la formation et l'école de la PNC	学校・研修総局
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FARDC	Forces Armées de la République Démocratique du Congo	コンゴ民国軍
FAS	Femmes Africa Solidarit	(NGO)
FGM	Female genital mutilation	女性性器切除
FINCA	FINCA	(マイクロファイナンス機関)
GBV	Gender Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国民総生産
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDR	Human Development Report	人間開発報告
HIV/AIDS	Human immunodeficiency virus infection and acquired immune deficiency syndrome	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HP	Home Page	ホームページ
ICGLR	International Conference on the Great Lakes Region	大湖地域国際会議
INPESS	L'Institut National Pilote d'Enseignement des Sciences de Sante	国立保健人材養成校
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INPP	Institut National de Préparation Professionnelle	国立職業訓練機構
IRC	International Rescue Committee	(NGO)
M23	March 23 Movement	(コンゴ民反政府武装勢力)
MDGs	Milennium Developmeng Goals	ミレニアム開発目標
METPS	Ministre de l'Emploi, du Travail et de la Prévoyance	雇用・労働・社会保障省

	Sociale	
MICS	Multiple Indicator Cluster Survey	複数指標クラスター調査
MGFE	Ministry of Gender, Family and the Child	ジェンダー・家族・子ども省
MONUC	Mission of the United Nations in the Democratic Republic of the Congo	国連コンゴ民主共和国ミッション
MONUSCO	United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション
MoP	Ministry of Planning/Ministère du Plan	計画省
NAP	National Action Plan	国家行動計画
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
NIS	National Institute of Statistics	国立統計局
OHCHR	Office of the UN High Commissioner for Human Rights	国際連合人権高等弁務官事務所
OSESG	Secretary-General for the Great Lakes Region	国連特別代表（アフリカ大湖地域担当）
PAQ	Plan d'Action Quinquennal	警察改革 5 年計画
PNC	Police Nationale Congolaise	コンゴ民国家警察
PNDRHS	Plan National de Developpment des Ressources Humaines de la Sante	国家保健人材開発計画
PNDS	Plan National de Développement Sanitaire	国家保健開発計画
PPDRHS	Plan Provincial de Developpment des Ressources Humaines de la Sante	州保健人材開発計画
PSCF	Peace, Secuirty and Cooperation Framework	平和・治安・協力枠組み（アジス・アベバ合意）
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SGBV	Sexual and gender based violence	性とジェンダーに基づく暴力
SIGI	Social Institutions and Gender Index	社会制度・ジェンダー指数
SOFAD	Solidarité des Femmes Activistes pour la Défense des Droits Humains	（市民組織）
TVET	Technical Vocational Education and Training	技術教育職業訓練
UN	United Nations	国際連合
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nation Population Fund	国連人口基金
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連婦人開発基金
UNPOL	United Nations Police	国連警察
UNSCR1325	United Nations Security Council Resolution 1325	国連安保理決議 1325 号
UN Women	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
VSLA	Village Savings and Loan Association	村落貯蓄貸付組合

地图



[http://www.vidiani.com/maps/africa/maps of africa/maps of congo democratic republic/large detailed physical and administrative map of congo democratic republic with all cities roads and airports.jpg](http://www.vidiani.com/maps/africa/maps%20of%20congo%20democratic%20republic/large%20detailed%20physical%20and%20administrative%20map%20of%20congo%20democratic%20republic%20with%20all%20cities%20roads%20and%20airports.jpg)

目次

要約	i
略語表	iii
地図	v
1. 基礎指標	1
1.1 社会経済関連指標	1
1.2 教育関連指標	2
1.3 保健医療関連指標	2
2. コンゴ民主共和国の女性の概況と課題	5
2.1 コンゴ民主共和国の社会・政治・経済の概況	5
2.1.1 コンゴ民主共和国：位置と民族	5
2.1.2 経済	5
2.1.3 歴史	6
2.1.4 行政組織に残された負の遺産	7
2.1.5 東部の紛争	7
2.1.6 コンゴ民の難民と国内避難民	8
2.1.7 コンゴ民と紛争鉱物	9
2.2 女性の概況	10
2.2.1 ジェンダー規範	10
2.2.2 教育	11
2.2.3 経済的参画	12
2.2.4 政治的参加	14
2.2.5 女性に対する暴力	15
2.2.6 紛争と女性	19
2.3 ジェンダーに関する取り組み	21
2.3.1 法的枠組み	21
2.3.2 ナショナル・マシーナリー	25
2.3.3 国連安保理決議 1325 号国家行動計画	26
3. 主要セクターにおけるジェンダー主流化状況と課題	27
3.1 治安セクター	27
3.2 職業訓練・産業人材育成	30
3.3 保健	33
4. JICA 事業のジェンダー主流化状況	35
4.1 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト	35

4.2 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト	37
4.3 保健人材開発支援プロジェクト フェーズ2	39
付録1：JICA 案件（コンゴ民）とコンゴ民国連安保理決議 1325 号国家行動計画との関連（2013 年版のログフレームとの対応）	41
付録2：コンゴ民で可能と思われる JICA 案件と日本の国連安保理決議 1325 号国家行動計画との関連	41
付録3：国際援助機関	45
付録4：SDG 目標5の指標の現状	48
付録5：参考文献リスト	49

1. 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

国際開発指数	年	人間開発指数		不平等調整済み人間開発指数		参照
		指数	順位	指数	落ち込み割合	
	2011	0.286	187 カ国中 187 位	0.172	39.9%	(1)
	2012	0.304	187 カ国中 186 位 ¹	0.183	39.9%	(12)
	2014	0.433	188 カ国中 176 位	0.276	36.2%	(2)

年	ジェンダー開発指数		ジェンダー不平等指数 ²		SIGI	
	指数	グループ	指数	順位	指数	評価
2014	0.833	5 ³	0.673	188 カ国中 149 位	0.4276	とても高い
参照	(2)		(2)		(13)	

ぜい弱国指数 ⁴	ぜい弱国指数 2015		ぜい弱国指数 2016		参照
	指数	順位	指数	順位	
	109/7	5 位	110.0	8 位	
					(3)

人口	項目	人口	都市人口	平均人口増加率	女性世帯主比率	
	年	2014	2014	2010/2015	2007	2014
	数値	69.4 万人	35.9%	2.7%	20.8%	24.9%
	参照	(2)		(2)	(4)	

経済	項目	一人当たり国民所得 (US\$)	多次元貧困指数 (%)	貧困率 (%)	ジニ係数	援助受け入れ額 (GNI 比、%)
	年	2014	2013/2014	2012	2012	2013
	数値	783	72.5	63.6	42.1	8.6
	参照	(2)		(4)	(4)	(2)

インフレ率	年	2009	2012	2015	参照
	数値	33.9 %	7.5%	0.6%	(4)

公共支出 GDP (%)	項目	軍	教育	保健
	年	2013	2013	2013
	数値	1.25	16.8	1.32
	参照	(4)		

産業比率(GDP 比)	年	農業	工業	サービス	参照
	2015	20.6	32.5	46.9	(4)

¹ 187 カ国中、コンゴ民とニジェールの指数が同じ値で両国が 186 位。

² コンゴ民は Global Gender Gap Index にはリストされていない。

³ 最も平等性の低いグループ（差異が 10%以上）に分類されている。

⁴ 人口動態、難民・国内避難民、不満、避難、不均等な開発、貧困と困難な経済状態、国家の正当性、公共サービス、人権、治安、エリート間の分裂、外部介入の 12 項目各 10 点を最高とし、合計点数の高い順にぜい弱性の高い国にランクされる。

労働	労働参加率			失業率（労働人口当たり）	
	項目	全体 ⁵	男性	女性	男性 女性
	年	2013	2013	2013	2014
	数値	71.9%	73.2%	70.7%	6.7% 9.4%
	参照	(2)	(2)	(2)	(4)

電化率 ・通信	年	全国電化率	地方電化率	携帯電話契約 (100人当たり)	インターネット利用者 (100人当たり)	参照
	2014	16.4%	5.8%	-	-	(2)
		-	-	108.1人	7.11人	(4)
		-	-	53.5	3.0%	(2)

1.2 教育関連指標

識字率	年	15歳以上（％）					15歳から24歳まで（％）				参照
		全体	男	女	都市	地方	男	女	都市	地方	
	2009	67	77	57	79	37	-	51	-	-	(5)
	2014	61.2	-	-	-	-	78.9	53.3	-	-	(2)

平均就学年数	年	全体	男性	女性	参照
	2010	3.8			(1)
	2014		7.7	4.5	(2)

幼児教育	年	総就学率（％）			年	純就学率（％）			参照
		総合	男子	女子		総合	男子	女子	
	2014	4.17	4.03	4.32	2013	3.92	3.78	4.07	(6)

総就学率	年	総就学率（％）									参照
		初等			中等			高等			
		総合	男子	女子	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
	2014	106.97	112.03	101.84	43.51	53.6	33.33	6.64	9.12	4.15	(6)

1.3 保健医療関連指標

出生時平均余命	年	男性	女性	総合	参照
	2011	47.0	51.0	48.4	(11)
	2014	57.2	60.1	-	(1)
	2015	58.3	61.5	-	(7)

保健医療労働力		医師数(1000人当たり)	看護師数(1000人当たり)	参照
	2010	0.095	0.824	(4)

リプロダクティブ ヘルス	項目	妊産婦死亡率(出生10万当たり)					合計特殊出生率	
	年	2007	2013-14	2013	2015	MDG	2013	2014
	数値	549 ⁶	846	730	693	322	5.9	6.0
	参照	(8)	(9)	(2)	(7)		(10)	(4)

⁵ 15歳以上の人口比。男女とも。

⁶ 推計値

避妊実行率		家族計画ニーズの充足	近代的避妊実行率	避妊実行率	参照
	2012	-	20%	44.7%	(4)
	2005-2015	15.6%	-	-	(7)

項目	産前検診受診率	助産専門技術者による出産	20-24歳の既婚女性のうち18歳までに結婚した女性	若年（15歳-19歳）出産率（出産1000当たり）
年	2012	2012	2012	2005-2015
数値	92.6%	92.5%	32.6%	138
参照	(4)	(4)	(4)	(7)

幼児・5歳未満児死亡率	年	乳幼児死亡率	5歳未満児死亡率	参照
	1995	148	220	(5)
	2001	126	213	(5)
	2010	97	158	(5)
	2013	86.1	118.5	(2)
	2015	75	98	(4)

罹患率		年	数値	参照
	結核罹患率(10万人当たり)	2014	325	(7)
	マラリア罹患率(1000人当たり)	2013	295.2	

予防接種		はしか	三種混合	B型肝炎
	年	2013	2013	2014
	接種を受けていない1歳児	27%	14%	80%
	参照	(2)	(2)	(7)

栄養不良児	年	5歳未満低体重児	5歳未満消耗症児	5歳未満慢性栄養不良児	参照
	2006	24%	9%	43%	(5)
	2011	11.8%	-	-	(4)
	2005-2015	-	8.1%	42.6%	(7)
	2008-2013	-	-	43.5	(2)

	安全な水へのアクセス(2015年)	改善された衛生施設へのアクセス(2015年)
数値	52%	29%
参照	(7)	(7)

	妊産婦検診を受けた女性の HIV 感染率	15-49歳の HIV 感染率	
年	2014	2013	2014
数値	47 [41-53]	1.1%	0.6%
参照	(10)	(2)	(7)

- (1) Human Development Report (HDR) 2011
- (2) HDR 2015
- (3) The Fund for Peace
- (4) World Bank Open Data
- (5) MICS 2010
- (6) UNESCO Data Center
- (7) World Health Statistics 2016
- (8) DHS2007
- (9) DHS2013-2014

- (10) Global Health Observatory
- (11) HDR 2011
- (12) HDR 2013
- (13) Social Institutions and Gender Index 2014

2. コンゴ民主共和国の女性の概況と課題

2.1 コンゴ民主共和国の社会・政治・経済の概況

2.1.1 コンゴ民主共和国：位置と民族

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ民）は、南スーダン、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、タンザニア、ザンビア、アンゴラ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国に囲まれた、日本の約 6.2 倍の面積を持つ中央アフリカの大国である⁷。人口は 6,940 万人⁸（2014 年）だが、8,130 万人という推計もある⁹。人口は全体に若く、人口の 33.37%は 15 歳未満、45.05%は 15 歳から 49 歳である¹⁰。

バンツー系、ニール系等を中心に¹¹、200 以上の民族からなる¹²。公用語はフランス語だが、リンガラ語（貿易のためのリンガフランカ）、キングワナ語（スワヒリ語方言）、キコンゴ語なども話されている。宗教はキリスト教が主で、カトリックが 50%、プロテスタントが 20%、キンバグー教会が 10%、イスラム教が 10%、他の伝統宗教が 10%である¹³。

アフリカ連合のメンバーであるほか、南部アフリカ開発共同体（SADC）、東南部アフリカ市場共同体（COMESA）、大湖地域国際会議（ICGLR）といった地域機関にも参加している¹⁴。

2.1.2 経済

コンゴ民は天然資源に恵まれながらも、独立以来の汚職と 1990 年初めから続く紛争により、国家経済は大きく落ち込んだ。その後、2003 年の移行政府樹立から徐々に経済状態は改善してきており、キンシャサやルブンバシは発展を見せているが、それ以外の地域ではなかなか成長が見られない（表 2.1.）¹⁵。経済活動の多くがインフォーマルセクターに属しており¹⁶、GDP にこれらは反映されていない。各産業が GDP に占める割合は、農業 20.4%、工業 32.9%、サービス業 46.6%である¹⁷。

表 2.1 コンゴ民の経済成長率

	2013 年推計	2014 年推計	2015 年推計
GDP 成長率	8.5%	9.2%	7.7%
一人当たり GDP (米ドル)	700	700	800

⁷ Central Intelligence Agency (CIA) The World Factbook

⁸ Human Development Report (HDR) 2015

⁹ CIA the World Factbook

¹⁰ United States Agency for International Development (USAID) 2012

¹¹ 外務省

¹² CIA the World Factbook

¹³ CIA the World Factbook

¹⁴ United Nations Development Programme (UNDP) 2016

¹⁵ CIA World Factbook

¹⁶ 国民の経済活動の 85%は従業員が 10 名以下の零細企業(インフォーマルセクター)が占めている（JICA 2010）。

¹⁷ CIA World Factbook

出所：CIA World Factbook

国民の 63%が国内貧困ライン以下にある¹⁸。多次元貧困指数は 2010 年の 74.4%から 2013/2014 年の 72.5%へとわずかながら減少しているが¹⁹、貧困からの脱却の度合いは地域により異なり、貧困の削減は地方よりも都市部で進んでいる。2005 年の都市の貧困率は 61.8%から 2012 年の 52.6%へと 10 ポイント近く減少しているが、地方では 2005 年の 76%から 2012 年の 69%と 7 ポイントの減少となっている。また社会全体の格差が広がっており、ジニ係数は 2005 年に 39%だったものが、2012 年には 41%に上昇している²⁰。不平等調整済み人間開発指数の落ち込み具合も他のアフリカ諸国と比べて大きく²¹、不平等の程度が高いことがわかる²²。

2.1.3 歴史

現在のコンゴ民は、1960 年にベルギーからコンゴ共和国として独立したが、独立直後に外国の介入と国内の勢力争いからコンゴ動乱に突入した。モブツ大統領がクーデターで 1965 年に政権を掌握し、32 年間抑圧的な独裁体制を維持した。1991 年からキンシャサ市内暴動が起こるなど国内が不安定化した。1994 年のルワンダとブルンジからの難民の流入が民族間対立を煽り、1996 年にはツチ系が武装蜂起した。他の反政府勢力がこれに合流して、コンゴ民主解放勢力同盟（ADFL）を結成した。1997 年 5 月、ルワンダ・ウガンダの支援を受けた反政府勢力のローラン・デジレ・カビラ ADFL 議長が首都キンシャサを制圧した。国名をコンゴ民主共和国とし、同議長が大統領となったが、その後再び 1998 年 8 月、同国東部地域で反政府勢力が武装蜂起し、ウガンダ・ルワンダなどが反政府勢力を支援して派兵した。またジンバブエ・アンゴラ・チャド・ナミビア・スーダンがカビラ政権支援のためにコンゴ民領内へ派兵したことにより、国際紛争へ発展した。1999 年 8 月末停戦合意が成立したが、しばしば戦闘の発生が伝えられ不安定な情勢が継続している²³。

2001 年 1 月、ローラン・デジレ・カビラ大統領が暗殺され、その息子のジョゼフ・カビラ将軍が大統領に就任した。ジョゼフ・カビラ大統領は国民対話の推進、近隣国・欧米との関係改善、経済自由化政策を推進した。2002 年には和平プロセスが進展し、ルワンダ、ウガンダとの間でそれぞれコンゴ民領内からの軍撤退等に関する合意が成立した。同年 12 月には国内の全勢力が参加するプレトリア包括和平合意が成立し、2003 年 7 月、暫定政権が成立した。2006 年、大統領選挙と国民議会選挙が行われ、ジョゼフ・カビラが大統領に就任した²⁴。

¹⁸ CIA World Factbook, World Bank Open Data

¹⁹ HDR 2015

²⁰ African Economic Outlook 2016 (Country Notes, DRC)

²¹ 人間開発指数と比べ不平等調整済み人間開発指数のロスが大きいほど、不平等の程度が高いということになる。

²² アフリカ人間開発レポート (UNDP 2016) で比較されている 45 カ国の中で 10 番目に落ち込みが大きい。

²³ 外務省、CIA The World Factbook

²⁴ 外務省、CIA The World Factbook

ジョセフ・カビラ大統領は 2011 年 12 月再選され、2 期を務めた²⁵。憲法で大統領の任期は 2 期までとされており、カビラ大統領は 2016 年 12 月で任期を終了するはずだったが、政府は選挙前に国政調査が必要であるという法律を提案した。広大でなお限定的ながら紛争の続くコンゴ民では国政調査実施には長期を要する。市民社会は、この提案をカビラ大統領が政権に居座るための方策と捉えたため、2016 年初めから国内各地でデモなどの騒乱が発生し²⁶、2016 年後半には多くの死傷者が出た。12 月 31 日、大統領と反対派が移行についての合意に署名して以後、沈静化した。合意は、反対派を含む移行政府を 2017 年 3 月までに設立し、2017 年中に大統領選挙を実施し、カビラ大統領は退陣するというものである²⁷。

2.1.4 行政組織に残された負の遺産

植民地時代、国民は搾取されるばかりで、行政サービスの恩恵を受けられず、教育や保健分野のサービスは教会系の団体が実施してきた。その影響で、今でも政府は国民を管理の対象と考えており、道路などのインフラ整備を除き、教育や保健等の社会サービスは宗教団体や国際 NGO が支援するものだという意識が政府にも国民にもあるということである²⁸。例えば、南北キブでは医療は NGO の国境なき医師団、教育はユニセフを中心に国際機関や NGO など開発パートナーが政府の提供すべきサービスを代替している。開発パートナーが政府が担うべき公共サービスの提供を代替することで、政府の当事者意識の希薄化が進むうえ、サービスに使われるべき資金が流用されるという懸念もある²⁹。また治安・司法は汚職が深刻であり、国民の政府への不信感は強い³⁰。服従を強いられてきた結果、政府職員は上からの指示を実行するのみで、他の省庁機関と連携することは滅多にない³¹。

2.1.5 東部の紛争

東部地域では、歴史的な部族対立、天然資源を巡る武装勢力の対立、周辺国の介入等により、1990 年代初めより不安定な情勢が継続してきた。北キブ州ではツチ系の人民防衛国民会議（CNDP）をはじめとする反政府武装勢力とコンゴ民政府との間で 2008 年 1 月に即時停戦と DDR 等を盛り込んだ「誓約書」（ゴマ合意）が署名されたが、2008 年 8 月末に CNDP が武装蜂起し、コンゴ民国軍との武力衝突が再開した。国際社会の調停により、2009 年 3 月、政府と CNDP との間で和平合意が成立し、CNDP はコンゴ民国軍に統合された。しかし CNDP の国軍への統合は失敗し、2012 年 4 月、北キブ州で国軍を離脱した元 CNDP 兵士

²⁵ 外務省 HP

²⁶ Al Jazeera

<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2016/01/drc-opposition-pushes-elections-2016-160126064334721.html> (最終アクセス 2017 年 1 月 19 日)

²⁷ Al Jazeera

<http://www.aljazeera.com/news/2016/12/drc-kabila-step-elections-deal-161230210226827.html> (最終アクセス 2017 年 1 月 19 日)

²⁸ USAID 2012 ; ジェンダー・家族・子ども省職員は、政府が政策を策定し、NGO が実施する、と言っていた (2017 年 2 月 2 日)。

²⁹ Hellsten 2013

³⁰ USAID 2012

³¹ USAID 2012

が国軍と軍事衝突を起こし、M23 武装グループが蜂起した。2012 年には北キブ州の州都ゴマが M23 の手に落ちた。M23 は 2013 年末に国軍と国連軍により押し返されたが、それまでの間に多くの国内避難民・難民が発生し、人権侵害が起きた。2013 年、アフリカ 11 か国がアジス・アベバ合意(PSCF)に署名した。この取り決めはコンゴ民政府のガバナンス改革、域内の国のコンゴ民の武装グループ支援の停止、国際社会のコンゴ民への支援を再確認するものだった³²。しかし、ルワンダ解放軍³³、民主連合³⁴、マイマイなどの武装集団や民兵がコンゴ民の平和を脅かしており、現在も北キブ、南キブ、オリエンタル、カタンガ州の北部は安全ではない。

2.1.6 コンゴ民の難民と国内避難民

長引く紛争のため、国内避難民やコンゴ民から他国へ流出した難民が多数にのぼる。2014 年の国内避難民は 275 万 6,600 人、2015 年 2 月現在の国内避難民は 271 万 5,185 人、コンゴ民から流出している難民は 46 万 7,102 人である³⁵。コンゴ民難民の男女・年齢別内訳を表 2.2 に示す³⁶。コンゴ民に帰還した難民は、2011 年 1 月から現在までで 4 万 2,454 人である³⁷。図 2.1 にコンゴ民難民の滞在先の内訳を示す。ルワンダにいるコンゴ民難民の 86.7%が北キブ、10.1%が南キブ州の出身である³⁸。

表 2.2：コンゴ民難民の男女・年齢別割合

年齢	男性 (%)	女性 (%)
0-4 歳	9	9
5-11 歳	12	12
12-17 歳	8	8
18-59 歳	18	21
60 歳以上	1	2
計	48	52

出所：UNHCR Information Sharing Portal, DRC Situation

2016 年 11 月 30 日現在、コンゴ民に登録済みの難民が 44 万 9,764 人いる³⁹。表 2.3 に見られるように、コンゴ民にいる難民はルワンダ、中央アフリカ出身者が 80%近くを占める。

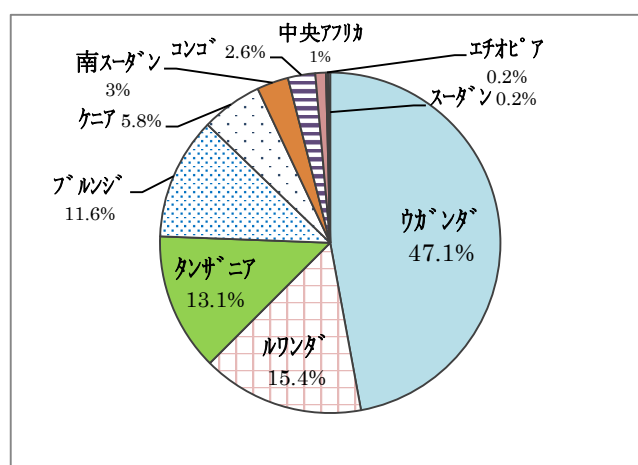


図 2.1：コンゴ民難民の滞在先

出所：UNHCR Information Sharing Portal, DRC Situation

³² Vinas 2015

³³ Liberation of Rwanda

³⁴ Allied Democratic Forces

³⁵ UNHCR, DRC <http://www.unhcr.org/afr/democratic-republic-of-congo> (最終アクセス 2017 年 1 月 15 日)

³⁶ UNHCR Information Sharing Portal では、難民総数は 475,559 名とあるが、データの日付は明記されていない。

³⁷ UNHCR, DRC <http://data.unhcr.org/drc/regional.php> (最終アクセス 2017 年 1 月 15 日)

³⁸ UNHCR Rwanda Monthly Population Statistics, Statistics as of : December 31st 2016

³⁹ UNHCR, DRC <http://data.unhcr.org/drc/regional.php> (最終アクセス 2017 年 1 月 15 日)

表 2.3：コンゴ民に滞在する難民の出身国

国	アンゴラ	ブルンジ	中央アフリカ	コンゴ共和国	ルワンダ	南スーダン	その他
男	228	17,724	55,474	285	124,291	34,862	49
女	226	17,249	48,243	391	120,767	29,893	42
計	494	34,973	103,717	676	245,058	64,755	91
割合	0.11%	7.78%	23.06%	0.15 %	54.49%	14.40%	0.03%

出所：UNHCR. Democratic Republic of Congo, Monthly Refugee Statistics

2.1.7 コンゴ民と紛争鉱物

コンゴ民の紛争の大きな要因にレアメタルと呼ばれる鉱物の存在がある。コンゴ民ではどの政権も天然資源を個人の利益のために乱用してきた。カビラ前大統領は不透明な国家資源運営により、ダイヤモンド、銅、コバルト、金等の天然資源の開発・貿易を外国政府・軍ないしその影響下の組織に認め、外国政府の支援を維持したとされている。コンゴ民東北部に出兵したルワンダ等の隣国はコルタン、金、ダイヤモンドを採掘した。国連の推定では、ルワンダ軍によるコルタンの売り上げは月2,000万米ドルである。民族、権力、天然資源の利害の絡み合う中で、コンゴ民とウガンダ、ルワンダ、タンザニア、ブルンジ、ケニア、アンゴラ、ナミビア、ジンバブエの域内各国のエリートたちが政治的権力を求めて争い⁴⁰、安定化の努力にも関わらず、レイブなどのジェンダーに基づく暴力が続いている⁴¹。コンゴ民東部の紛争に見舞われた僻地では政府の存在感がないことも不安定要因となっている⁴²。

2009年に国連安保理に提出された報告書で、武器禁輸の制裁措置にもかかわらずコンゴ民東部で鉱物資源と武器の不正取引が続き、反政府勢力の勢いを増幅させていること、また国軍と反政府の兵士たちによって一般市民が殺害されていることが報告された⁴³。これ以後、世界的にも紛争鉱物規制への動きが強まり、2010年、ドッドフランク法が米国で成立した。この法律は、企業が使用している鉱物資源が紛争と関わりがあるかどうか、どこで産出されたものか等、紛争鉱物を使用した製品についての説明の公開を企業に義務付けている。同年、OECDも「紛争および高リスク地域からの鉱物についての責任あるサプライチェーンのためのOECDデューディリジェンス（正当な注意義務）・ガイダンス」を発表した。日本国内でも電子業界行動規範推進グループとグローバル・eサステイナビリティ・イニシアチブ⁴⁴が「紛争に関わらない製錬プログラム」を立ち上げ、対応している⁴⁵。

⁴⁰ 国立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 2011

⁴¹ USAID 2012

⁴² Hellsten 2013

⁴³ 国際連合広報センター「世界の動きと国連」http://www.un.org/ja/news/press/world_and_un/?y=2009(最終アクセス 2016 年 1 月 17 日)

⁴⁴ 国連環境計画および国際電気通信連合からの支援を受けた情報通信技術(ICT)のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーによる国際グループの共同イニシアティブ

⁴⁵ 国立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 2011

2.2 女性の概況

2.2.1 ジェンダー規範

コンゴ民のジェンダー不平等は統計に明確に表れている。ジェンダー開発指数と人間開発指数の差は大きく、ジェンダー開発指数は 0.833 である。この差は教育や保健に係る指標の低さによる⁴⁶。ジェンダー不平等指数の 0.673 (2012 年) はアフリカの下位 5 位に入る⁴⁷。また社会制度・ジェンダー指数 (SIGI) の値は 0.4276 で、ジェンダー不平等のレベルはとも高い。中でも家族法、身体の自己決定 (physical integrity) に関する不平等の程度、資源や財産の制約と市民としての自由への制約が高くなっている⁴⁸。

これらの不平等の根底にあるのが男性優位のジェンダー規範であり、このジェンダー規範を通じて家庭、社会、宗教の中で不平等や格差が再生産されている⁴⁹。コンゴセントラル州やバンドゥンドゥ州およびその周辺には母系制も見られるし、経済的差異や紛争の影響により社会関係の変容も起きているが、男女の固定的な性別役割分担は全国的に根強い⁵⁰。

伝統的なジェンダー規範では、男性は相手を従属させる力を持つべき存在とされ、家族の長として家族を養い、指導する強い立場にあると規定される。相手がだれであっても、力で打ち負かし、自分の勢力下に置くことを求める⁵¹。男性が家族を養えない、あるいは家事を手伝うなどということは「男らしさ(masculinity)」を損なうものとされ、周囲から非難される。性的な精力の強さも男らしさの表れとされ、複数の女性と性的関係を持ち、多くの子供を持つことがよしとされる。夫をつなぎとめるために妻はできるだけたくさん子供を産もうとする。夫は結婚に際し、妻の家族に婚資を払っているの、妻は夫の所有物であるという考え方もある。一方、金も力もないはずの女性が成功すると、性的なものを含め何かしらを代償にして引き立てを受けたのではないかと疑われることになる⁵²。

婚姻にも、不均衡なジェンダー間の力関係が現れている。妻が収入を得ても、一般に妻の収入は夫の管理下に置かれる。資産や動産など、婚姻中に得られたものは夫の名義で登録され、夫やその兄弟の所有とされる。コンゴ民の法律では男女ともに被相続人になれるが、ジェンダー規範が女性は何を所有できるか規定するため、女性は土地や家を所有することができない。結果として、夫はいつでも妻を追い出すことができるし、夫が亡くなった時は土地や家は夫の親兄弟にとられ、未亡人が困窮することにもなる。⁵³

婚姻は公式には一夫一婦制だが、金持ち、政治家などの教育のあるエリート男性による一夫多妻も多い。複数の妻たちは、既婚女性であると身分証明書に記載されても、法的には妻とは認められない。一方、一妻多夫は犯罪となる。また、女性の処罰は男性の場合よ

⁴⁶ UNDP 2016

⁴⁷ 0.500 の値は高いジェンダー不平等の程度を表している (UNDP 2016)

⁴⁸ SIGI 2014

⁴⁹ CEDAW 2013

⁵⁰ USAID. 2012

⁵¹ Vinas 2015

⁵² UNDP 2016

⁵³ International Rescue Committee (IRC) 2014

り重い⁵⁴。

女性の若年結婚も多い。男性の法定結婚年齢は 18 歳、女性は 15 歳となっているが⁵⁵、地方では 15 歳未満で結婚する女性が珍しくなく、15 歳から 19 歳までの女性の 20%に子どもがいる、という推計がある⁵⁶。

コンゴ民の女性が外国人と結婚するとたとえコンゴ民で生まれても、子どもはコンゴ民国籍が取れるとは限らないが、コンゴ民国籍の夫の場合、子どもが海外で生まれても子どもは自動的にコンゴ民の国籍を取得できる⁵⁷。伝統的な結婚をしている場合、民事婚の手続きをすることができ、女性の権利を法的に保護することもできる。しかし、民事婚は都会以外ではまだあまり知られていない⁵⁸。

宗教も伝統的ジェンダー規範の強化に関与している。コンゴ民では、政府に代わり、保守的で伝統的ジェンダー規範に従う教会などの宗教団体等の政府外のアクターが、教育など多くの社会サービスを提供しており、その規範に従わねば社会サービスが受けられないこともある⁵⁹。一方、教会やイスラム教関係団体の中には、男女を平等と捉える新しい「男らしさ」の考え方を探ろうとする動きも見られるが、まだ主流ではないと思われる⁶⁰。

しかし、女性の役割にも変化は起きている。貧困から、女性が家庭外で収入を得る必要に迫られ、子供の教育、食事、医療などを賄うため働きに出るようになった。多くの女性は、自分たちが収入を得ることで夫から尊重されるようになったと感じているということである⁶¹。一方で、妻の方が夫より多く稼ぐと、夫の劣等感をあおり、家庭内の不和につながることもある⁶²。ただし、コンゴ民の都市部と地方、東部と西部では女性の社会進出も一様ではない⁶³。都市部の若い世代は、男女は教育や職業で平等だという考えも広まっている。それでも多くの家庭内では伝統的な役割分担が守られているようである⁶⁴。

2.2.2 教育

コンゴ民では初等教育就学児童の 44%が初等教育の入学年齢の 6 歳を超えてから初等教育を受け始めている。入学した児童のうち、初等教育最終学年まで進むのは 67%で、そのうち卒業試験に合格するのは 75%である⁶⁵。

⁵⁴ Mbambi and Faray-Kele2010

⁵⁵ USAID. 2012

⁵⁶ USAID. 2012

⁵⁷ Mbambi and Faray-Kele2010

⁵⁸ USAID. 2012

⁵⁹ Mbambi and Faray-Kele2010、Davis, Fabbri and Alphonse 2014

⁶⁰ USAID. 2012

⁶¹ USAID. 2012

⁶² USAID. 2012

⁶³ Oxfam での聞き取り（2017 年 2 月 1 日）。

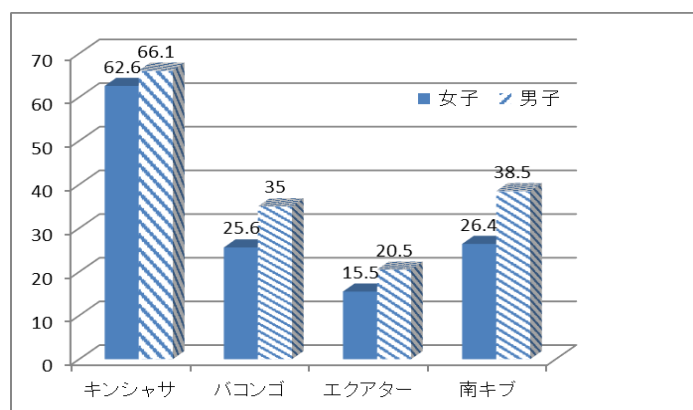
⁶⁴ USAID. 2012

⁶⁵ ジャン＝クロード・マスワナ 筑波大学准教授（コンゴの性暴力と紛争を考える会主催コンゴ勉強会での教育についての発表）。

憲法 43 条と 44 条は無料の義務教育と非識字の撲滅をうたっているが、女性は結婚や妊娠のため中途退学することが多く、男女の間に大きな教育レベルのギャップがある⁶⁶。男性に比べ女性の識字率は低く、特に若い女性の識字率が低い。2009 年、15 歳以上の全体の識字率は 67%、男性は 77%、女性は 57%であったが、15 歳から 24 歳までの女性は 51%だった。経済状況、都市と地方による差も大きい⁶⁷ (図 2.2)。

男女の教育格差は、とりわけ中等教育以上で明らかである。女子生徒の退学の理由の多くは早婚・強制婚・10 代の妊娠である⁶⁸。

家事のため、また学校までの距離、教師の性的搾取⁶⁹等の理由で結婚が優先され、地方で中等教育を終える女子学生は



出所：MCS 2010

図 2.3：中等教育へのアクセス(%)

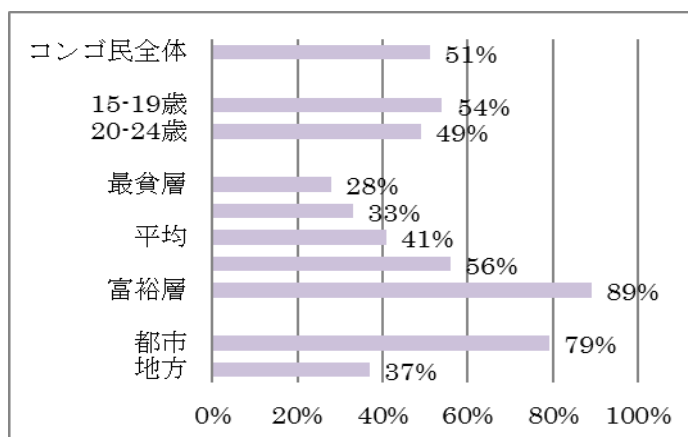
2.2.3 経済的参画

女性の多くは農業とインフォーマルセクター（主として商業）に携わっている。男女の

Box1 食料支援による女性教育促進

WFPのチャドとコンゴ民のケーススタディーで、小学校最後の2学年の女子生徒に対する家庭への持ち帰り食糧支援は、若年結婚の減少に効果があることが示された。

UN Women 2015



出所：MICS 2010

図 2.2：15 歳から 24 歳の女性の識字率

少ない。学校は妊娠した女子学生の通学を認めないし、妊娠した女子学生も学業を続けようとはしない^{70, 71}。男児と女児がいる家族は、男児の教育を優先するのが一般的である⁷²。女児はいずれ結婚するから女児への教育に投資するのは無駄だという理由からである。また、教育のある女性は結

婚相手として望ましくないという考えも見られるようである⁷³。

⁶⁶ CEDAW 2012

⁶⁷ MICS 2010

⁶⁸ Africa for Women's Rights

⁶⁹ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

⁷⁰ UNAID. 2012

⁷¹ CEDAW 2013

⁷² INPP での聞き取り (2017 年 2 月 1 日)。

⁷³ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

労働参加率の比は 96.5% (2014) でかなり男性と拮抗しており、女性も男性とほぼ同様に経済活動に参加している。しかし、男性の失業率 (男性労働力に占める割合) が 6.7% (2014 年) なのに対し女性は 9.4% と、女性の失業率が高めとなっている⁷⁴。また、女性世帯主世帯の 61.15% が貧困ライン以下にある (貧困ライン以下の男性世帯主世帯 : 54.32%)⁷⁵。

女性は農業労働と農産物販売の 70.7% を担っており、女性の 49.0% が農業に従事しているが⁷⁶、女性は新しい技術指導へのアクセスは限られているため、伝統的な技術を使っていて農作業をしている。女性の農業は自給農業であり、職業とはみなされない。農業で収入を得たとしてもそれを夫に渡してしまうので、優良種子や肥料などの生産財に投資できずいつまでたっても低い生産性に甘んじることになる。農地は伝統部族に属するとされる。伝統部族内の決定権を持つ男性たちが女性の土地所有の必要性や権利に理解を示さなければ、女性が所有権を持つことが難しい⁷⁷。商業的農業に移行して収入を得るためには、女性は技術や資金を必要とする。マイクロファイナンス、組合といった支援により、女性農民の資金や生産財へのアクセスを向上することが必要である⁷⁸。また、農作業と家事を担う女性の労働量の過重にならぬよう、脱穀などの労働量を軽減できる道具・機械が活用できれば女性には有益である⁷⁹。

銀行も資金の借り入れ先ではあるが、コンゴ民の成人の銀行口座保有率はまだ低い。サブサハラアフリカの平均は 24% だがコンゴ民成人で 2011 年に銀行口座を持っていたのは 3.7% である (男性の 4.7%、女性の 2.8%)⁸⁰。旧家族法 448 条の定めでは、女性は夫の許可なしに契約を結ぶ、職に就く、銀行口座を開く、貸付を受ける、事業を始める、旅行をするといったことができなかった。それでも独身女性や豊かな既婚女性は銀行口座を開いたり、貸付サービスを利用でき、近年は、この条項の違反のために罰せられることは少なくなったようである⁸¹。ある女性起業家は、商業銀行に対し、女性専門の部門を設けて夫の許可がなくとも女性に貸し出しすることを進言した。この銀行はレディーズバンクという部門を設けこれを実行した。違法な貸し付けだったが、問題が起きたことはないということである⁸²。なお、家族法は 2016 年 7 月に改定され、女性が夫の許可なく銀行口座を開設することは違法ではなくなった⁸³。しかし家族法はまだ改定されたばかりであり、改定の効果が女性の口座保有率の増加となって現れるにはまだ時間がかかると思われる。

コミュニティレベルの女性の経済的エンパワーメント活動として、国際 NGO の IRC など複

⁷⁴ World Bank Gender Data Portal <http://datatopics.worldbank.org/gender/country/congo.-dem.-rep.>
(最終アクセス 2017 年 2 月 18 日)

⁷⁵ AFD n.d.

⁷⁶ FAO 2015

⁷⁷ Mbambi and Faray-Kele 2010

⁷⁸ USAID 2012

⁷⁹ USAID 2012

⁸⁰ Global Findex 2011, AFD n.d. で引用

⁸¹ Mbambi and Faray-Kele 2010

⁸² 女性起業家、Patricia Veringa-Gieskes からの聞き取り (2017 年 1 月 31 日)。

⁸³ Note d'information relative a la promulgation du nouveau code de la famille de la RDC (UNFPA 文書)

数の機関が、村貯蓄貸付組合（VSLA）を組織し、成功をおさめている⁸⁴。女性グループに対し、貯蓄、貸付へのアクセス、新しいビジネスや職業技術の研修を実施し、女性の経済的エンパワーメントを図る手法である。IRCは、夫婦の家庭内での対等・安全な対話を奨励したことがプロジェクト成功の要因とみている⁸⁵。USAIDは、収入を向上させ、女性にリーダーの地位につく機会を与えたことが重要であるとしている。収入増加はわずかの額ではあるが、家族の医療費や子どもの教育に充てられており、子どもの世代への投資となっている。さらに、これまでコミュニティの指導的役割につく機会がなかった女性が、組合活動のためのグループのリーダーにつくようになった。その結果、女性がコミュニティや家庭で尊敬されるようになった。妻が収入を得ることで夫も刺激を受けた。そのことで夫がプレッシャーを感じて逆に暴力をふるう可能性もあるが、USAIDの支援対象地では、夫もグループの一員として妻とともに会議に参加したり、別のグループに参加したりすることで、そのようなネガティブな影響は抑えられているということである⁸⁶。

2.2.4 政治的参加

女性の政治参画割合は、選挙人としても被選挙人としても低い。伝統的・文化的規範、教育と経済力の不足、男性中心の権力構造等がその原因とみられている。女性は夫の意見に合わせる、物質的見返りがあるなどの理由で投票することも多いということであるが、公民教育や女性候補者への資金援助があれば状況は変わると考えられている⁸⁷。女性に対する差別は憲法で禁止されているが（14条）、女性の公正な代表権を保証する法律・政策はない⁸⁸。2006年の選挙法は13条の3で「各政党は男女が平等に代表し、身体障害者も加えて被選挙人リスト作る」としているが、13条の4では、「リストが男女同数を含まなくても今度の選挙ではそのリストを無効とはしない」とある⁸⁹。2015年の改定では、30%のクォータが取り除かれ、政党は女性を候補者名簿に載せる義務がなくなった⁹⁰。

2010年、女性は国会の8.4%、上院の4.6%を占めるのみで、憲法の定める男女同数にははるかに及ばない⁹¹。これらの数値はアフリカ諸国の中でも低く、51カ国中下から6番目である⁹²。45人の政府閣僚のうち、女性は5人で、うち4人が大臣、1人が副大臣であった。11の旧州⁹³の知事、副知事に女性はいなかった⁹⁴。2012年、議会委員長の人事が決められた

⁸⁴ CARE (2017年2月1日)、USAID (2017年2月3日)、UN Women (2017年2月3日)からの聞き取り。

⁸⁵ IRC 2014

⁸⁶ USAIDからの聞き取り (2017年2月3日)。

⁸⁷ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

⁸⁸ Africa for Women's Rights

⁸⁹ Mbambi and Faray-Kele 2010

⁹⁰ Vinas 2015

⁹¹ African Economic Outlook 2016 (Country Notes, DRC)

⁹² UNDP 2016

⁹³ 2006年憲法に従い、2015年、それまで11であった州を25に分割し（キンシャサも1州となる）、全26州とする法律が成立した。参照：

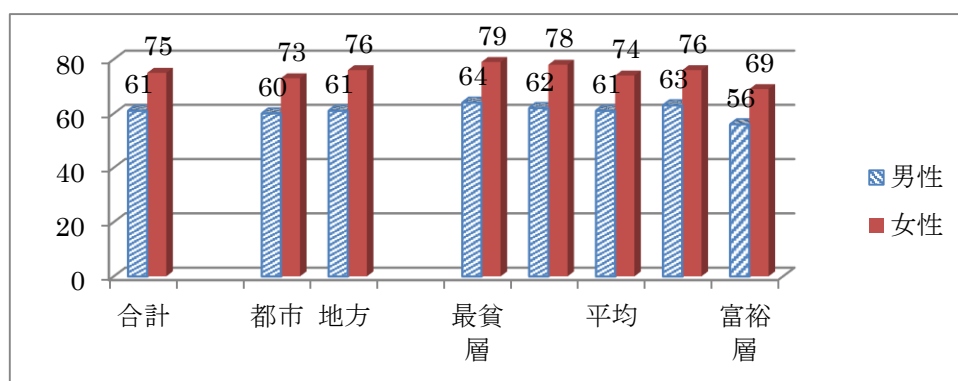
<https://www.covafrica.com/2015/10/breaking-up-is-hard-to-do-the-drcs-risky-decentralization-drive/>（最終アクセス 2017年2月3日）

時、35 のポストのうち、女性は社会文化委員長の 1 人のみであった⁹⁵。

女性議員を出している州にもばらつきがある。最も多いのはキンシャサ(17%)で、カタンガがそれに続く。少ないのはコンゴセントラル、西カサイ、東カサイ、エクアター、南キブ州である。イスラム色と家父長制が強いマニエマ州の女性議員はゼロであった⁹⁶。

政治は男性のものであるという固定観念が強く、政治に関わっている女性も実質的な発言力はあまりなく、女性政治家は男性政治家への支持を表すことしかしないという見方もある。候補者は政策でなく贈り物で集票する傾向があるので選挙には十分な資金が必要となるが、女性は選挙に出る資金がないため女性政治家が少ないとの報告がある。⁹⁷

2.2.5 女性に対する暴力



出所：UNICEF Data: Monitoring the Situation of Children and Women (DRC)のデータ(DHS 2013-2014)をもとに筆者作成。

図 2.4 : 妻を殴ることを当然とする割合(%) (男女、居住地、経済状況別)

(1) 「男らしさ」の観念と暴力

ジェンダー規範に基づくステレオタイプが、女性に対する暴力や女性に有害な慣習を強化している⁹⁸。男性が妻やパートナーに暴力を振るうことを男性の権利として当然視する傾向にあり、また成人女性も 74.8%が夫の妻に対する暴力を当然視している (2014 年)⁹⁹。人口保健調査 (2013 - 2014 年) のデータでは女性の方が妻をなぐることを当然とする割合が高い (図 2.4)。居住地 (都市部・地方)、経済状況により若干の違いはあるが、大差なく、全国的な傾向であるといえる¹⁰⁰。

暴力の主な加害者は政府職員や富裕なビジネスマン、兵士たちである。兵士のレイプの原因を貧困とする考えもあるが、そのほか社会に対する怒り、疎外感、指令体系と規律の

⁹⁴ Mbambi and Faray-Kele 2010

⁹⁵ USAID 2012

⁹⁶ Mbambi and Faray-Kele 2010

⁹⁷ USAID 2012

⁹⁸ CEDAW 2013

⁹⁹ World Bank Open Data <http://data.worldbank.org/indicator/SG.VAW.REAS.ZS?locations=CD> (最終アクセス 2017 年 2 月 10 日)

¹⁰⁰ UNICEF Data: Monitoring the Situation of Children and Women (DRC)

乱れ、暴力化した「男らしさ」の観念、不処罰の蔓延、アルコール、ドラッグもその要因である¹⁰¹。

(2) 紛争下の暴力

1997年以降の紛争も性暴力の増加をもたらしたと言われている¹⁰²。紛争中、25万人の女性がレイプを含む性的攻撃を受けたと言われている。コンゴ民東部では10歳から30歳までの女性の3分の2が性暴力の被害者だという。レイプに加え、鋭利なものを膣に入れる、足を切断する、斬首する、生き埋めにするといった暴力も行われている。ヒューマンライツウオッチなどの市民団体、国連、メディアはコンゴ民で性暴力が戦争の武器として使われていることを強く非難している¹⁰³。ブルンジやタンザニアの難民キャンプでもコンゴ民の女性・女兒に対する性的搾取が問題となっている。女兒は衣類や生理用品など、生活に必要なものと引き換えに性行為を要求される。学校でも教師が成績やお金の対価として女生徒に性行為を要求するという報告がある。タンザニアにあるニャルグスキャンプでは、女性や女兒を借金返済の代わりに引き渡すということが行われているということである¹⁰⁴。

被害者支援には、医療支援や心理的支援を含む包括的なプログラムは効果的であるとの報告がある。中でもコミュニティの行動変容の促進、男女を巻き込んだ長期の能力強化、地域の社会経済的開発ニーズへの対応は地域の紛争と暴力の根本原因に取り組むために有効と認められたということである¹⁰⁵。

一方、被害者支援に課題もある。たとえば、政府に代わり援助機関が支援にあたっているが、個々の援助機関が独自の被害者支援のシステムを作り、調整も行われていないので、ばらばらの複数のシステムが併存している。戦争の手段としてのレイプといった性暴力に過度の注目が集まっているため、他の地域に比べコンゴ民東部に支援が集中している。また性暴力以外の殺人、拷問、強制労働などの課題への取り組みが遅れている¹⁰⁶。男性の性被害（レイプされた、強制的にレイプをさせられた、身内の女性のレイプに立ち会わせられた等）もあまり取り上げられていない。中には、治療等の支援を受けるために、レイプの被害に遭ったと偽りの報告をしたり、レイプをしたと非難して相手から金銭を巻き上げようと被害者を装う女性もいるということである。また、支援団体が、資金獲得競争のため支援した被害者の数など数値に表れる成果を重視しがちである、他の重要な課題（家庭内暴力、児童虐待、若年妊娠）に十分対応していない、という批判もある¹⁰⁷。

¹⁰¹ USAID. 2012

¹⁰² Mbambi and Faray-Kele 2010

¹⁰³ ヒューマンライツウオッチ <https://www.hrw.org/news/2009/09/18/stopping-rape-weapon-war-congo>

国連人権高等弁務官事務所 <http://www.ohchr.org/en/newsevents/pages/rapeweaponwar.aspx>

アルジャジーラ <http://www.aljazeera.com/programmes/insidestory/2013/03/20133168949374179.html>

（最終アクセス 2017年2月22日）

¹⁰⁴ IRC 2014

¹⁰⁵ USAID. 2012

¹⁰⁶ IRC 2014

¹⁰⁷ USAID. 2012

(3) 日常の暴力

コンゴ民では紛争下のみでなく、日常的にも暴力が多く、家庭内暴力も多い。むしろ、暴力の 90%は家庭内暴力だという報告もあり¹⁰⁸、一般人や家族によるレイプが増えているとも言われている¹⁰⁹。全国的な性暴力の件数データはないが、ヘルスゾーン¹¹⁰の報告から、毎月 1,100 ケースの性暴力が起きているとも言われている¹¹¹。人口・保健調査(DHS) 2013-2014 によると、15 歳から 49 歳までの女性の 52%が身体的暴力を受けたことがあり、27%は過去 1 年の間に暴力を受けている。27%が性暴力を受けたことがあり 16%は過去 1 年に性暴力を受けている。また、既婚者やパートナーのいる女性の 57%が夫やパートナーから暴力を受けたことがある。西カサイ州が過去 1 年に暴力を受けた女性の割合が最も高い（身体的暴力：35%、性暴力：24%、パートナーによる暴力：68%）¹¹²。女性に暴力をふるう理由は、料理中に食べ物を焦がした、口答えした、夫に知らせず外出した、子供の世話をしなかった、夫との性行為を拒絶した、などである¹¹³。

コンゴ民では女性性器切除は一般的ではないが、WHO によると約 5%のコンゴ民の女性が女性性器切除を受けているということである。女性性器切除が行われてきたエクアター州でも、女性性器切除の健康・社会・経済的影響についての啓発が奏功し、急激に減少している¹¹⁴。

女性が家庭内暴力を告発することは稀である。コミュニティは家庭内暴力を暴力として認識せず、女性の方が暴力をふるわれる原因を作っていると責められる。家庭内暴力を受けた妻はたいてい家族やコミュニティから夫のところへ戻るようさとされ、妻の家族から夫に贈り物をして、もう一度妻を受け入れるよう交渉することが一般的である¹¹⁵。

(4) 人身取引

コンゴ民は人身取引の送り出し・受け入れおよび中継国¹¹⁶で、成人男女・子供が強制労働や売春に従事させられている¹¹⁷。特に強制売春と少女の売春が多い¹¹⁸。カタンガ、南北キブ州の国内避難民は特に脆弱であり、誘拐・徴兵・性暴力の被害に遭っている。

コンゴ民国軍は政府の計画に従い、2 年連続で児童兵を徴兵していない。しかし、国軍と協力関係にある非合法武装グループが子供の徴兵をしたり、国軍内の個人が地域住民に物資輸送を強制したりしているという報告もある。元児童兵にとってトラウマやスティグマ

¹⁰⁸ UNFPA からの聞き取り。2017 年 2 月 1 日。

¹⁰⁹ DGEF(2017 年 1 月 31 日)、USAID(2017 年 2 月 3 日)からの聞き取り。

¹¹⁰ 保健省の定める保健所管轄の区分で、行政区分とは異なる（コンゴ民公共保健省での聞き取りから。2017 年 2 月 1 日）。

¹¹¹ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹¹² DHS 2013-2014

¹¹³ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹¹⁴ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹¹⁵ IRC 2014

¹¹⁶ 人身取引被害者の出身国を送り出し国、行先を受け入れ国、目的国へ行くときに経由する国を中継国という。参照：<https://www.jica.go.jp/oda/project/0800136/index.html>（最終アクセス 2017 年 2 月 18 日）

¹¹⁷ 米国国務省人身売買報告書 2016

¹¹⁸ CEDAW 2013

からの社会復帰は簡単ではなく、再度の徴兵のリスクもある¹¹⁹。

コンゴ民の鉱山では高額な債務を理由とする強制労働があり、子供たちもダイヤモンド、銅、金、コバルトなどの採掘や密輸に携わっている。子供たちはこの他にも農業労働、家事労働、物乞い、物売り、荷運びなどを強制されている。ストリートチルドレンの中には麻薬の取引をさせられたり、性的搾取に遭ったりする者もいる。また、コンゴ民の女性や子供はアフリカ、中東、ヨーロッパで性的搾取や家内労働の搾取に遭っている¹²⁰。

政府は児童兵の徴兵や性的搾取に対する対策、児童労働予防のための鉱山の指導・管理の徹底、性暴力に関するデータ収集などの努力はしているが、人身取引の捜査・訴追・処罰は行っていない。人身取引に関する法的枠組み¹²¹、能力、資金、政治的意思の欠如、蔓延する汚職が人身取引対策を遅らせている。2015年に続き2016年は下から2番目のランクである段階2の監視国となっている（2010年から2014年までは最低の段階3）¹²²。

(5) 性暴力に対する政府の取り組み

性暴力の裁判には多くの課題がある。裁判は長期にわたり、汚職もはびこっており、裁判所への交通費・弁護士費用は高額である。スティグマと復讐への恐れ、警察や裁判所への不信等も被害者女性の告発を妨げている¹²³。被害者に有利な判決が下ったとしても、判決通りに損害賠償金が支払われることは少ない¹²⁴。また、家庭内の問題や¹²⁵暴力のケースは、公的な裁判でなくコミュニティ内の伝統的な権威（コミュニティの長老や宗教リーダーなど）により対処されることが多い。レイプを伝統的システムで裁くことは違法であるにも関わらず、この慣習は続いている。さらに問題は、そのような仕組みが家庭とコミュニティの和を女性の権利に優先させていることである。レイプの被害者が加害者と結婚させられる例も報告されている¹²⁶。被害者や専門家は、不処罰が暴力の継続を許しているという¹²⁷。

被害者女性に国家および国際社会が支援を提供しているが、対症療法的であり、根本的に女性とその権利を守るものとは言えない¹²⁸。公的なシェルター、カウンセリングやリハビリテーションのサービスもない¹²⁹。性暴力のもたらす害について男性の理解は低く、警察などの法執行機関の意識も低い¹³⁰状況がある。さらに、女性であっても、被害者女性に理解を示すとは限らない¹³¹。したがって、支援の拡充とともに広く男女を対象に意識向上

¹¹⁹ 米国国務省人身売買報告書 2016

¹²⁰ 同上

¹²¹ 人身取引についての調査も対策・法令もない。（CEDAW 2013）

¹²² 米国国務省人身売買報告書 2016

¹²³ USAID. 2012

¹²⁴ IRC 2014

¹²⁵ USAID 2012

¹²⁶ IRC 2014

¹²⁷ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹²⁸ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹²⁹ CEDAW 2013

¹³⁰ CEDAW 2013

¹³¹ Vinas 2015

活動を実施し、警察等法執行機関、医療従事者、ソーシャルワーカーには GBV に関する訓練を提供する必要がある¹³²。

2006 年に性暴力に関する法律二つが成立したが、加害者が処罰されることはまだ少ない。2007 年にコンゴ民を訪れた紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表は、多くのレイプが政府軍・国家警察によるものだと報告している¹³³。

コンゴ民政府はさらに、2014 年に SGBV と子どもの徴兵に対する大統領特別顧問を任命した。また、2015 年にはコンゴ民国軍司令官たちが紛争下の性的暴力撲滅宣言に署名した。これは軍の紛争下の性暴力に対する軍の行動計画を実施するもので、この計画の実施を監督する委員会も設置された¹³⁴。2016 年 10 月、SGBV と子どもの徴兵に対する大統領特別顧問が紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表、UNDP、MONUSCO とともに開催した会議では、コンゴ民の性暴力の件数が 2013 年の 1 万 5,000 件から 2015 年の 7,500 件に半減したと発表され、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表からも模範的な例として賞賛された。GBV 件数削減の成功要因として、紛争影響地域の女性裁判官配置増、女性や子どもを保護する警察ユニット¹³⁵の設置が挙げられている。軍関係者の性犯罪も厳しく処罰されており、2014 年から 2015 年までの間に 246 件が有罪判決を受けた。南キブのブカブの警察に報告された性暴力の発生件数は 2014 年の 484 件、2015 年の 255 件から、2016 年 1 月から 10 月 14 日までの 154 件へと着実に減少しているということである¹³⁶。

2.2.6 紛争と女性

紛争の中で女性は兵士、荷運び、看護婦、性奴隷、強制結婚の相手、料理人等、さまざまな役割を負ってきた。しかし、女性は DDR プログラムで男性と同様の恩恵を受けていない¹³⁷。女性だけの宿舎がない、出身地に帰る場合に元兵士としてスティグマを背負うことになる、といったことが理由と考えられている¹³⁸。2004 年に始まった南キブの武装解除と除隊プログラムは、初期、戦闘にかかわった女性や女兒を夫や父と別にしてプログラムから除外したため、女性たちはプログラムの恩恵を受けなかった。このことを MONUC は認識し、続くプログラムでは女性をプログラムの対象とした¹³⁹。DDR プログラムに女性がどのくらい参加したかは不明であるが、5% ぐらいとする推計がある¹⁴⁰。

¹³² CEDAW 2013

¹³³ Africa for Women's Rights http://www.africa4womensrights.org/public/Dossier_of_Claims/DRCENG.pdf
(最終アクセス：2016 年 12 月 24 日)

¹³⁴ 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所。
<http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/press-release/drc-military-pledge-marks-milestone-on-road-to-ending-conflict-related-sexual-violence/> (最終アクセス 2017 年 2 月 6 日)

¹³⁵ 本報告 3.1 参照

¹³⁶ All Africa <http://allafrica.com/stories/201611031004.html> (最終アクセス 2017 年 2 月 6 日)

¹³⁷ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹³⁸ USAID 2012

¹³⁹ UN 2010

¹⁴⁰ Mbambi and Faray-Kele 2010

国連安全保障理事会決議（安保理決議）1325 号¹⁴¹は和平交渉への女性の参画も促すものであるが、コンゴ民の女性の和平交渉への参加は極めて低い。1999 年のルサカ停戦協定には女性は一人も参加していなかった。2002 年のプレトリア包括和平合意では代表団の 10% が女性だった¹⁴²。この時は対立する政党や市民社会の女性たちは議論や合意の内容に影響を与えるために集まり、彼女らは人間の鎖を作って合意文書が署名されるまで交渉の部屋の出口をふさいだ¹⁴³。このように大掛かりな会議には女性もある程度参加できるが、少人数の交渉になると女性は排除される¹⁴⁴。また、女性が参加できるのはレイプや性暴力などの「女性の課題」が話し合われる時に限られる¹⁴⁵。

表 2.4：コンゴ民女性の和平交渉への参画

合意	女性署名者	女性調停者	女性証人	女性交渉団員
サンシティー合意(2003)	5	0	0	12
北キブ、ゴマ Acte D'Engagement	5	20	0	-*
南キブ、ゴマ Acte D'Engagement	0	20	0	-*

出所：UNIFEM 2010 (* 公式情報なし)

2013 年の平和・安全・協力枠組み合意 (PSCF¹⁴⁶) では、性暴力が取り上げられたが、他の女性のニーズは取り上げられなかった。PSCF プロセスに女性代表はいない。11 人の署名者は全て男性で、4 人の証人のうちの 1 人が女性であった。市民社会から女性の参加者もいたが、決定の権限はないオブザーバー参加であった¹⁴⁷。

男性主導の和平交渉では男性エリートが権力と資源をめぐる駆け引きをし、社会の構造的な不正義については協議しない。異なる民族の独立や自治、利害が鉱物資源や地域支配との関係で協議され、ジェンダーについての正義が優先課題となることはない。しかし、ジェンダー平等の実現のためには、他の民族的・地域的不正義と共にジェンダーも和平交渉で取り上げられる必要がある¹⁴⁸。

PSCF の署名に続き、2014 年、大湖国連事務総長特別代表により平和・安全・協力枠組みのための女性プラットフォーム¹⁴⁹の設置が発表された¹⁵⁰。この組織はブルンジ、コンゴ民、ルワンダ、タンザニアの女性組織の平和事業に資金を出すものである。その活動は、PSCF や国連安保理決議 1325 号に関するモニタリングとアドボカシー、女性に対する暴力の撲滅と被害者女性支援、女性の生計向上とクリーンエネルギーへのアクセス向上である¹⁵¹。ジ

¹⁴¹概要については、本報告 2.3.3 に記載。

¹⁴² 1992 年から 2011 年までの 31 の主要和平プロセスで女性は交渉者の僅か 9% だけだった (UN Women 2015)

¹⁴³ Vinas 2015

¹⁴⁴ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹⁴⁵ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹⁴⁶ Peace, Security and Cooperation Framework for the Democratic Republic of the Congo and the region

¹⁴⁷ Vinas 2015

¹⁴⁸ Hellsten 2013

¹⁴⁹ Women's Platform for the Peace, Security and Cooperation Framework

¹⁵⁰ Mbambi and Faray-Kele 2010

¹⁵¹ The Women's Platform for the Peace, Security and Cooperation Framework for the DRC and the Region 2014-2016

https://ungreatlakes.unmissions.org/sites/default/files/the_womens_platform_report_brochure_-_final_draft.pdf (最終

エンダーアドバイザーもアフリカ大湖地域担当国連特別代表 (OESG) により配置された。2015 年、ゴマで会議が開催されたが、その後の活動は不明である¹⁵²。

草の根レベルでは、南キブ州で活動する市民組織 SOFAD¹⁵³は、地域で女性のみや男女混合のグループを作り、このグループが安全を脅かしそうな個人を特定して対話を持つ、村の中で音楽や劇で平和メッセージを伝え、このイベントの間に地元の人たちもステージにのぼり考えを共有し合うといった活動をしている。SOFAD は、草の根レベルの対話が平和と和解につながると考えている¹⁵⁴。

2.3 ジェンダーに関する取り組み

2.3.1 法的枠組み

表2.5に示すように、コンゴ民はジェンダーに関する多くの国際・地域条約・取り決めに批准しており、アフリカ連合のジェンダーに関する条約は、ほとんど批准している。これらのうち、特に女子差別撤廃条約と国連安保理決議1325号、マプト議定書をコンゴ民のジェンダー政策の根拠としているということである¹⁵⁵。しかし、国内法は女子差別撤廃条約の要件を満たしておらず、法の実施が弱い¹⁵⁶。

表2.5：コンゴ民が批准している条約

条約名	批准	参考
国際条約		
女子差別撤廃条約(CEDAW)	1986	付属議定書はまだ批准していない。
児童の権利条約	1990	
国際刑事裁判所に関するローマ規程	2002	
国連安保理決議1325号	2010	
拷問等禁止条約	1996	付属議定書ともに批准済み
障害者権利条約	2015	付属議定書ともに批准済み
地域条約		
AU Convention Governing Specific Aspects of Refugee Problems in Africa	1973	
African Charter on Human and People's Rights	1987	
Solemn Declaration on Gender Equality in Africa	2004	
Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Right of Women in Africa	2009	通称マプト議定書
SADC Protocol on Gender and Development	2008	
Declaration of Heads of State and Government of Members States of the ICGLR on Sexual and Gender Based Violence	2011	通称カンパラ宣言

出所：国連安保理決議1325号国家行動計画、Committee on the Elimination of Discrimination against women 2013、African Commission on Human and People's Rights、OHCHR¹⁵⁷

アクセス 2017 年 1 月 17 日)

¹⁵² Vinas 2015

¹⁵³ Solidarité des Femmes Activistes pour la Défense des Droits Humains

¹⁵⁴ Vinas 2015

¹⁵⁵ ジェンダー・家族・子ども省での聞き取り(2017 年 2 月 2 日)。

¹⁵⁶ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹⁵⁷ OHCHR Dashboard <http://indicators.ohchr.org/> (最終アクセス 2017 年 2 月 3 日)

批准されていないものは表2.6の通り¹⁵⁸：

表2.6 批准されていない条約

● 強制失踪条約 ● すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約 ● 権利と児童の福祉に関するアフリカ憲章¹ ● African Charter on the Establishment of an African Court of Human and People's Rights (署名済み) ● African Youth Charter ● African Charter on Democracy, Elections and Governance (署名済み) ● African Union Convention for the Protection and Assistance of Internally Displaced Persons in Africa (Kampala Convention)
--

ジェンダーに関わる国内法は表2.7の通り。

表2.7：ジェンダーに関連する国内法

法・戦略名	制定年	特徴
憲法	2006	男女の平等が定められている。
性暴力法	2006	06/018、06/019の二つの法律が制定された。レイプ被害者の定義を男性まで広げた（刑法はレイプを定義していない）。レイプ、物を女性の膣に入れること、性奴隷、性的搾取のための人身取引、強制売春、性的嫌がらせ、強制結婚、16歳未満の未成年との性的関係などこれまで犯罪とされなかったことも犯罪として、5年から20年の刑に処するとした。二つ目の法は刑法手続きに関するもので、被害者の権利（医者や心理カウンセラーの診療を受ける、裁判は3カ月以上かからない、被害者や目撃者の安全など）を定めている ¹⁵⁹ 。
政党に対する公金支出に関する法律（No. 08/005）	2008	政党は選挙人名簿作成時、ジェンダー平等に配慮するよう要請されている。
HIV/AIDS感染者の権利に関する法	2008	HIV/AIDS感染者の権利保護
児童保護法（No. 09/001）	2009	強制労働、児童売春、その他の不法行為に児童を使うことを禁じ性奴隷のケースは懲役10年から20年とした。妊婦の権利も保証している ¹⁶⁰ 。
ジェンダー課題に係る国家政策	2009,	ジェンダーや女性に対する暴力は政府の優先事項ではない ¹⁶¹
女性の民主的ガバナンスへの政治的参画に係る国家戦略	2009	現在改定中。
GBV国家戦略(2009-2010)	2009	現在改定中。
女性と女兒への暴力撲滅国家委員会		性暴力を扱う技術的調整委員会。
国家人権委員会設立法	2013	人権委員会を設置（女性と子供の権利サブ委員会も設置）
男女平等法（No 15/013）	2015	政治的参画（選挙人名簿）、家庭内での平等
妊産婦と子どもの死亡削減国		妊産婦死亡率は依然として高く、まだ効果は表れていない。

¹⁵⁸ UNDP 2016、African Commission on Human and People's Rights <http://www.achpr.org/instruments/>（最終アクセス 2017 年 1 月 19 日）、United Nations Treaty Collection https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsg_no=XVIII-10&chapter=18&clang=en（最終アクセス 2017 年 1 月 20 日）

¹⁵⁹ Vinas 2015

¹⁶⁰ AFD n.d.、CEDAW 2013

¹⁶¹ CEDAW 2013

家戦略		
性暴力に対する不寛容	2000年代半ばから	大統領とMONUCが中心となって唱道し始めた。

出所：Committee on the Elimination of Discrimination against women 2013; Journal Officiel de la RDC¹⁶²

2006年憲法の11条は法の下、全ての人が平等としている¹⁶³。憲法5条、14条、15条は女性の権利に関するものである。5条では男女とも18歳以上に選挙権があると明記している。14条は公機関におけるジェンダー平等を謳っている。市民、政治、経済、社会、文化のあらゆる面で女性の参加や公私に関わらず女性への暴力に対する方策をとり、公機関での平等の代表権を持つとする。15条はあらゆる性暴力を禁止している¹⁶⁴。

憲法とともに女性の権利に大きく関わるのが家族法である。家族法1981は差別的で表2.8のような問題点があった。

表2.8 旧家族法の差別的条項例

初めのパラグラフ：この法律は家族内の和合をめざすもので、人権や家族に関する規則もコンゴ民の文化に合わせて適応する、としている。両親の意見が異なるときは父親の考えが優先される。

30条：コンゴ民の女性が外国人と結婚したら国籍を失う。

148条(1)と150条：家族登録簿は夫が所有する。

352 条：結婚年齢の不均衡（男性18歳、女性15歳）

353 条：夫が一家の長である。

355条：女性は前の婚姻の終了後300日を経過するまで再婚できない。この期間は子供の誕生を持って終わる。

444条：男性が世帯主であって、女性は男性世帯主に従わねばならないとする。また、夫が死んだら、妻は夫の親族とともに世帯運営にあたる。

445条：夫婦は、夫の指導のもと、家庭の精神的・物理的管理を行う。

448-450条：幾つかの例外を除き、妻は夫の許可なく裁判に出席する、売買する、契約するといった法的行為はできない。

454条：夫だけが夫婦の居を定めることができる。

467条：夫の不貞は一定の状況下のみで罰せられるが、妻はどのような状況でも罰せられる。

490条：財産は夫が管理する。

758条：相続については子どもを優遇するものの男女の区別はしない。しかし、多くの部族の伝統では、夫の親族が世帯の経営に加わる。これは、妻の法的権利の不足を補うものではあるが、多くの場合、財産が妻から取り上げられることになる。

出所：AFD n.d.、CEDAW 2013

このように、女性に対し差別的な家族法であったが、改定に向けたジェンダー省、国会女性議員、市民組織、開発パートナーの長期にわたる努力の結果、2016年7月に改定家族法

¹⁶² <http://www.leganet.cd/JO.htm#2008> (最終アクセス 2017 年 2 月 15 日)。

¹⁶³ AFD n.d.

¹⁶⁴ CEDAW 2013

が公布された。改定家族法は若年婚を禁じ、夫と妻の同等の権利を認めている¹⁶⁵。女性が夫の許可なしに働くことができ、財産の相続や土地所有も認められた¹⁶⁶。30条の国籍の問題については国籍法（Law No. 004/24、2004年）5条にコンゴ民の女性の子供は男性の子供同様、コンゴ民の国籍が得られると規定されている¹⁶⁷。

また、選挙法は、クオータ、被選挙人資格など、女子の権利において重要な事項を多く含むが、不十分な点もある。2011年には387人のレイプの責があるとみられる地方指導者が国会選挙に出馬している。このような候補が排除されるよう選挙法で規定する必要がある¹⁶⁸との指摘がある。

性暴力を犯罪化する法的枠組みは、国内法、CEDAWや国際刑事裁判所に関するローマ規程（国内実施法は未成立）等の国際取り決めと国連安保理決議1325号を組み合わせたものである¹⁶⁹。ジェンダー平等政策とGBV戦略（2009）については、現在改定が進んでいる¹⁷⁰。SGBV戦略（2009）の問題は、保護の対象を15歳から49歳までの女性に限っていることと、コンゴ民東部の性暴力のみに焦点をあてていることである。改定により、全国のより広い年齢の女性および男性、女兒、男児を対象とすること、家庭内暴力等、異なる形態の暴力にも取り組むことを目指し、開発パートナーやドナーが働きかけている¹⁷¹。

2006年に制定された性暴力法はレイプ、性的嫌がらせ、強制結婚、強制売春、性器切除、性的搾取、未成年の売春、強制妊娠と強制不妊施術を性暴力と規定している¹⁷²。この法は刑法、刑事手続き法、労働法、軍法、児童保護法、児童保護法、HIV/AIDS感染者の保護法、2000年の除隊・再統合に係る法に優先する¹⁷³。

しかし、法律や政策が制定されても、なかなか一般国民まで情報がいきわたらず、女性が自らの権利を知らずにいる。北キブ州、エクアター州、コンゴセントラル州で行われたジェンダー調査によると、北キブでは、ジェンダー政策やSGBV戦略があることは広く知られていたが、エクアター州では知られていなかった。一方、北キブでは国連安保理決議1325号国家行動計画の枠組みでの活動が多く、機関により推進されており、州ジェンダー部¹⁷⁴は運営委員会を立ち上げ、政府事業と行動計画の調整を図ろうとしていた。キンシャサとジェンダーが重視される東部を除き、ジェンダー政策が一般国民に認識されていないことが明らかとなった¹⁷⁵。

政策実施のための意識向上活動は州政府の責務ではあるが、政府に人材も資金もなく、実際にはNGO、CSOやドナーに頼っている状態である。また、中央レベルでは46ある省の

¹⁶⁵ Note d'information relative a la promulgation du nouveau code de la famille de la RDC (UNFPA 文書)

¹⁶⁶ USAID の聞き取りから(2017 年 2 月 3 日)。

¹⁶⁷ USAID 2012

¹⁶⁸ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹⁶⁹ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹⁷⁰ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

¹⁷¹ USAID からの聞き取り(2017 年 2 月 3 日)。

¹⁷² USAID 2012

¹⁷³ 国連安保理決議 1325 号国家行動計画 2010

¹⁷⁴ 本報告 2.3.2 参照

¹⁷⁵ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

マンデートが、州レベルでは10の省に割り振られ、一つの省が複数のマンデートを持つため（例：ジェンダー、教育、保健、若者）、さらに政策実施が難しくなっている¹⁷⁶。

ジェンダー主流化の重要なアプローチであるジェンダー予算については、UNFPAとUN Womenが共同で財務関係省職員に対し研修を実施したことがある。しかし、研修は一度だけで実践を伴わず、効果は認められていない¹⁷⁷。

2.3.2 ナショナル・マシーナリー

コンゴ民のナショナル・マシーナリーの始まりは1980年の大統領令により設置された女性の状況に関する事務局である。2回の組織変更の後、1990年、女性省が設立された。2003年には女性・家族省となり、2006年現在のジェンダー・家族・子ども省が設立された。女性の開発への参加、国家、州、地域レベルでの女性の代表権を保証するための法的・組織的枠組みの調整、国家の政策・事業のジェンダー主流化をその責務とする¹⁷⁸。しかし、人材、財政的資金がなく、政策実施能力は低い¹⁷⁹。2013年に欧州連合が行った組織・制度分析でもマンデートを実施する能力に欠けると判断されている。特にジェンダーやジェンダー主流化のための技術的能力がない。他省のジェンダー主流化への取り組みを促進する調整能力にも欠けている¹⁸⁰。

ジェンダー・家族・子ども省以外では、中央各省と州レベルの省にジェンダーフォーカルポイントが置かれている。州のジェンダーフォーカルポイントは各レベルの行政機関のジェンダー部（Division of Gender）の代表でもある。ジェンダー部は、政治的に任命されるジェンダー担当の州大臣からは独立した行政組織の一部であり、中央のジェンダー・家族・子ども省の事務局長に直接報告する義務を負う¹⁸¹。ジェンダーフォーカルポイントはジェンダー課題についての知識・スキルが不足しており、この仕組みはあまり活用されていない¹⁸²。ジェンダーフォーカルポイントの省内での地位が低いことが多く、影響力が不十分なためだということである。労働省のジェンダーフォーカルポイントは積極的に活動しているが、労働省の局長という地位の影響力があるからだとみられている¹⁸³。ジェンダー部は十分な資金がないが、その中で「女性の家」（Maison des femmes）という施設を運営して、女性に対しライフスキル、家庭経営、小規模ビジネスの研修を実施している¹⁸⁴。

政府・ドナー・市民組織を含む調整組織として、ジェンダーテーマグループ（Thematic Group on Gender）が設置されている。同グループはジェンダー・家族・子ども省が議長を、UN Womenが事務局を務める。国際機関・国内政府機関の情報共有・協議の場であり、ドナ

¹⁷⁶ USAID からの聞き取り（2017年2月3日）。

¹⁷⁷ UNFPA からの聞き取り（2017年2月1日）。

¹⁷⁸ AFD n.d.

¹⁷⁹ UN Women からの聞き取り（2017年2月3日）。

¹⁸⁰ Vinas 2015

¹⁸¹ ジェンダー・家族・子ども省からの聞き取り（2017年2月2日）。

¹⁸² UNFPA からの聞き取り（2017年2月1日）。

¹⁸³ UNFPA からの聞き取り（2017年2月1日）。

¹⁸⁴ Davis, Fabbri and Alphonse 2014

一調整を目的とする。ジェンダー・家族・子ども省によると、会議は1か月に2回開くことになっているが、最近は政治的に不安定な状況が続いたため2か月に1度しか開いていない、という¹⁸⁵。上記の2013年の欧州連合の組織分析によると、ジェンダー省の能力不足のため、ジェンダーテーマグループは情報交換や国際女性の日のイベント計画にしか活用されていないことが明らかとなった¹⁸⁶。州レベルのテーマグループは現在10州に設置されている。南キブ州には州レベルのテーマグループに加え、コミュニティレベルのジェンダー委員会もある。このモデルは全州に適用される予定である¹⁸⁷。

2.3.3 国連安保理決議 1325 号国家行動計画

2000 年、国連安保理決議 1325 号、「女性・平和・安全保障」が採択された。これは女性の平和への貢献を認め、平和と安全保障への女性の参画の重要性を強調した歴史的な決議である。続いて安保理決議 1820 号 (2008 年)、1888 および 1889 号 (2009 年)、1960 号 (2010 年)、2106 および 2122 号 (2013 年)、2242 号 (2015 年) が採択された。安保理の国家計画策定の勧めに応じ、2016 年 9 月現在、63 の国が国家行動計画を策定している。コンゴ民の国連安保理決議 1325 号実施のための国家行動計画は、2010 年 10 月に承認され、2013 年に改定された¹⁸⁸。

コンゴ民の国家行動計画の策定準備過程はかなり包括的であったようで、その点は好事例と言える。ローカル機関がイニシアティブをとり、策定プロセスには多くの関係者が参加した。西側諸国のドナーから策定のための資金を受けているが、必要資金の大部分は FAS¹⁸⁹という女性団体の連合体や他のローカル機関を通じたものである。計画策定はベースライン調査やニーズアセスメントに従い、組織的に行われた。コンゴ民の NGO グループは MONUC と協力して国連安保理決議 1325 号を四つの公用語に翻訳し周知をすすめた¹⁹⁰。

2010 年の国家行動計画は 10 ページと短く、情報があまり整理されていない。計画の実行時期も指標も設定されておらず、国連安保理決議 1325 号が女性にもたらす機会を述べるにとどまっている。改定版はより詳細な分析を示し、予算・指標を含む活動計画が加わった。しかし、実施期間は特定されていない。実施のメカニズムとして、中央の運営委員会に加え、州・ローカルレベルにも運営委員会も設置することが明記されている¹⁹¹。

しかし、他の政策同様、政治的、能力的、資金的な制約のためジェンダー・家族・子ども省の実施能力が弱いことが国家行動計画実施の大きな課題である¹⁹²。例えば、国家運営委員会が設置されたのはようやく 2015 年になってから、ニューヨークで開かれた国連安保

¹⁸⁵ ジェンダー・家族・子ども省からの聞き取り (2017 年 2 月 2 日)。この点について、USAID (2017 年 2 月 3 日) と UNFPA (2017 年 2 月 1 日) によると、会議はもともと定期的に開かれてはおらず、活性化が必要ということだった。

¹⁸⁶ Vinas 2015

¹⁸⁷ UN Women からの聞き取り (2017 年 2 月 3 日)。

¹⁸⁸ UNSCR NAP 2013

¹⁸⁹ Femmes Africa Solidarite

¹⁹⁰ Hellsten 2013

¹⁹¹ Miller, Pounik and Swaine. 2014

¹⁹² Vinas 2015

理決議 1325 号 15 周年記念式典の 1 か月前だった¹⁹³。国家行動計画策定と発表までは多くのドナーの支援があったが、国家行動計画実施に対し政府は予算をつけていない。実施に向けた政治的意思に欠け、法制度上若干の改善はみられたが、女性は変わらず紛争の予防、管理、解決に関与することができずにいる¹⁹⁴。

2013 年の平和・安全・協力枠組み合意（PSCF）にも国連安保理決議 1325 号の影響は見られないという。PSCF は性暴力に触れているが、ジェンダー視点も女性の参加も取り入れられていない。広大な国土と遠隔に住む国民を持つコンゴ民では、コンゴ民が批准している多くの条約や他の国内法・政策と同様に、女性・平和・安全に関する政策は周知することが難しく、実施にはなかなか至らない¹⁹⁵。

表 2.9：国連安保理決議 1325 号 改定国家行動計画の概要

計画策定	担当省庁	ジェンダー省
	関係機関	各省庁（防衛、内務・安全、法、人権、計画、予算、経済、地域協力、外務、公共保健、社会保障）、議会、法執行機関、開発パートナー
	市民社会	CSO、伝統的・宗教的代表
実施	実施期間	記述なし
	役割	記述なし
	コミュニケーション	運営委員会と関係者との間の調整
	重点分野	1. 平和 2. 安全 3. HIV /AIDS 4. 性暴力と GBV 5. 女性の権利の促進と保護 6. 政治的参画 7. 法の支配の確立 8. 地域・国際協力 9. 研究 10. モニタリング・評価
	予算	予算額の記述あり
	協力体制	中央と地方の運営委員会との協力関係図あり
モニタリング・評価	指標	あり
	報告	記述なし
	市民社会モニタリング	国家女性協議会、国家児童協議会、州女性・児童協議会が含まれている

出所：国連安保理決議 1325 号国家行動計画 (2013)をもとに筆者作成。

3.主要セクターにおけるジェンダー主流化状況と課題

3.1 治安セクター

(1) 治安セクターの現状

¹⁹³ Vinas 2015

¹⁹⁴ Hellsten 2013

¹⁹⁵ Vinas 2015

治安改革はコンゴ民の安定と発展の基礎を築くものである。治安改革の成功は治安部門が国民の生活を守るために機能することを意味する。兵士が十分な収入を得て、女性や女児が水汲みや通学に安心して行けるようになり、資源の不法な搾取による国家財源への損失がなくなることである¹⁹⁶。

しかし、本来国民を守るはずの軍や警察が人権を侵害するケースが多く、国の経済的社会的発展を阻害している。南北キブ州の研究機関¹⁹⁷が 1 万世帯を対象に行った調査では、コンゴ民国軍が盗賊に次ぐ 2 番目の危険因子と認識されているという結果がでている¹⁹⁸。国連の記録によると、2011 年 6 月と 7 月、コンゴ民国軍は武装グループより多くの人権侵害ケースを起こしている¹⁹⁹。紛争地域のみでなく、首都等でのデモや運動に対する弾圧も厳しく、反政府派、人権活動家やジャーナリストが法によらず逮捕・殺害されている²⁰⁰。警察官の性暴力加害者への処罰を女子差別撤廃委員会も勧告しており²⁰¹、レイプの不処罰の悪循環を断ち切る必要がある²⁰²。

治安改革の重要性は認められているものの、政府上層部の政治的意思の不足から、軍による人権侵害や警察の汚職は続いている。紛争・和平・安全保障に充てられた ODA 総額（マルチも含む紛争・平和に関する支援の総額）のうち、治安改革に充てられたのは 6%、さらに治安制度管理に向けられたのは 1%のみだったという²⁰³。

(2) 政府の取り組み

この状況を改善するため、2005 年には、合同司法制度改革委員会が設置され、2009 年には警察改革調整機関 (Cmité de Suivi de la Reforme Police: CSRP) が内務省により設置された。2009 年にはカビラ大統領が性暴力や汚職を容認しない方針を打ち出した²⁰⁴。また、SGBV と子どもの徴兵に対する大統領特別顧問のホームページでも性暴力に対する判決を取り上げ、性暴力が処罰の対象であることの周知を図っている。MONUSCO の国連事務総長特別副代表は軍事裁判所の能力向上を東部の人権侵害が緩やかながら減少している一因としている²⁰⁵。軍・警察による性暴力被害も減少傾向にあるとみられ、全体の 60-70% が軍・警察によるもので、残りは一般市民だと言われている²⁰⁶。

(3) 国際機関による支援

国際機関もジェンダーに基づく暴力 (GBV) に対する不処罰を終わらせるための支援を

¹⁹⁶ IRIN Security Sector Reform in the Democratic Republic of Congo: An Interview with Marta Martinelli

¹⁹⁷ Groupe de Recherche et d'Information sur la Paix と Bonn International Center for Conversion

¹⁹⁸ GRIP 2011 (SADHO et al. 2012 で引用)

¹⁹⁹ SG report on MONUSCO dated 21 Oct 2011 (cited in ASADHO et al. 2012)

²⁰⁰ ASADHO 2012

²⁰¹ CEDAW 2013

²⁰² USAID 2012

²⁰³ ASADHO et al. 2012

²⁰⁴ ASADHO 2012

²⁰⁵ JICA 2014e. UNFPA でも、軍事裁判所は一般人を処罰する裁判所より性暴力ケースについて向上が見られると言っていた (2017 年 2 月 1 日)。

²⁰⁶ USAID からの聞き取り (2017 年 2 月 3 日) 及び国家警察学校・教育総局からの聞き取り (2017 年 1 月 31 日)。

している。MONUSCO は4州の3,000人の警察官に対し、2009年から2010年の間にジェンダー研修を実施した。タンザニアのコンゴ民難民キャンプでも、警察がGBVに対応するための訓練を受けている。ブルンジの難民キャンプではNGOが警察と協力して、調査から告発までの過程でリーガルエイドを提供している²⁰⁷。2011年には軍の中佐がレイプの罪で処罰された。この審判は「移動ジェンダー裁判所」で行われた。この裁判所は国際NGOの資金でアメリカ弁護士会の協力を得て、コンゴ民の法システム・地方政府とともに開かれたものである²⁰⁸。

また、JICAの研修支援の結果、現在は新人研修を含むすべての研修で、性暴力のモジュールが人権・コミュニティ警察とともに導入されている²⁰⁹。2010年にはカタンガ州の警察に女性の保護、特に性暴力と家庭内暴力の被害者女性・女兒の保護を扱うユニットがUNFPAの支援で設置された^{210、211}。EUもマニエマ、バンドウンドゥ、キンシャサの「女性と子どもに対する対策ユニット」設置を支援し、短期研修、検査機材、研修モジュール作成を実施した²¹²。

これまでの国際社会の支援は一定の成果を上げてきた。2011年11月の選挙時の警察業務の向上は、警察訓練の成果と考えられている²¹³。しかし、政府の継続的な取り組みがなければ、治安部門改革も表面的なもので終わってしまう²¹⁴。2006年の選挙を前に訓練された警察ユニットも選挙時にはよく機能したが、選挙後支援が終わるとすぐに質が低下したということである²¹⁵。長期的展望に立った安定した支援がなければ多くの機関が改革や訓練の支援をしても持続的な改革には至らないと思われる²¹⁶。

(4) ジェンダー主流化に係る状況

²⁰⁷ IRC 2014

²⁰⁸ ASADHO 2012、Open Society Foundations n.d.。2週間で250ケースのヒアリングをして195ケースが有罪となった。うち75%が性犯罪、25%が殺人・暴力・盗難など。刑は3年から20年。260名が訓練を受けた。(DRC Mobile Court Fact Sheet:

<http://www.opensocietyfoundations.org/sites/default/files/mobile-court-20110725.pdf>

参照：<http://www.violenceisnotourculture.org/content/congo-mobile-gender-justice-court>

(ともに最終アクセス2017年1月15日)

²⁰⁹ USAIDからの聞き取り(2017年2月3日)及び国家警察学校・教育総局からの聞き取り(2017年1月31日)。

²¹⁰ UNDP-UNIFEM 2007

²¹¹ 女性にとって夫など身近な男性を告発することの難しさや、家庭内の暴力の告発は、アフリカの文化にそぐわない、とし、調停を好む傾向など、懸念もあるが、逮捕後に夫が暴力をやめたという成功例もあるようである。参照：Peace Women

<http://www.peacewomen.org/content/drc-news-world-congo-police-move-combat-violence-against-women> (最終アクセス2017年1月15日)

²¹² JICA 2014e

²¹³ UN 2010

²¹⁴ IRIN Security Sector Reform in the Democratic Republic of Congo: An Interview with Marta Martinelli

<http://reliefweb.int/report/democratic-republic-congo/security-sector-reform-democratic-republic-congo-interview-marta> (最終アクセス2016年12月25日)

²¹⁵ ASADHO 2012

²¹⁶ IRIN Security Sector Reform in the Democratic Republic of Congo: An Interview with Marta Martinelli

<http://reliefweb.int/report/democratic-republic-congo/security-sector-reform-democratic-republic-congo-interview-marta> (最終アクセス2016年12月25日)

治安改革、特に性暴力への取り組みに、ジェンダーの視点を組み込むことが重要である。治安・警察改革の中のジェンダー主流化の必要性を示す報告も国連等から出されている²¹⁷。ジェンダー主流化は SGBV などへの対応の改善のみでなく男女、年齢、身体の状態などによって異なる市民の安全に対するニーズに応えるということであり、組織の任務や戦略的ミッションをジェンダー平等に基づくものにするということである²¹⁸。

ジェンダー主流化促進にあたっては、女性警察官の視点を組み込むことが有効であると思われる。しかし、女性警察官は警官全体の 10% 程度ということである²¹⁹。警察が男性の世界とされ、女性警察官が少ないことは全世界共通で、高所得国の平均で 17.33%、低所得国では 8.50% と 1 割にも満たないことからすると、コンゴ民は平均的と言える。しかし、警察活動に女性の視点を組み込むことで、一般市民の男女の多様なニーズに適切に対応することが期待でき、警察の正当性も高まることにつながると考えられることから、女性警察官の任用増はコンゴ民のような紛争影響国の安定化に有意義であると考えられる。ただし、女性警察官が増えれば必ず変化があるというものではなく、女性警官にもジェンダー研修は必要である²²⁰。

Box 3: 女性警官のための環境整備

コンゴ警察は育児休暇や乳児のいる母親に時間単位の休暇を与えることで女性警察官の継続勤務を促進した。性暴力の被害者対応は男性も女性にも強いストレスを与えるので、心理的な支援も必要である。ルワンダ国家警察の GBV オフィスは、ローカル女性団体と協力して GBV 対応の改善に取り組んでいる。

UNDP-UNIFEM 2007

Box 2: 女性警官の登用

リベリア国家警察のジェンダー政策は、女性警官を雇用・訓練するだけでなく、下位ランクに集中しないように留意することも定めており、女性も指導的立場についている。コンゴ警察でもすべのユニットに女性が配置され、シニアポストにも任用されている。指導的立場の女性はロールモデルになる。紛争後の社会で女性警察官の任用を女性の低い教育レベルが難しくしているが、リベリア国家警察は、高校卒業後に警察訓練を受けることを希望する女性に無料の高校教育を提供することでこの課題に対応している

UNDP-UNIFEM 2007

女性警官の任用を進めるには女性警察官にとって警察を安全な職場とすることも重要である²²¹。セクシャルハラスメントに対する不寛容と対策の運用、苦情申し立てシステムを設けること、女性警察官同士が支え合えるような女性警察官会を設置すること、女性警官が下位ランクに集中しないようにすることなどの対策が有効であることが、リベリアの経験に示されている²²²。

3.2 職業訓練・産業人材育成

(1) 職業訓練・産業人材育成分野の現状

コンゴ民の失業率のデータは数値の異なるものが出されており、算出基準に違いがあると思われるが、以下にわかっている範囲で示す。本報告 1. 指標で使用したのは、表中一番

²¹⁷ UNDP-UNIFEM.2007、UN Women 2015、Denham 2008 など。

²¹⁸ UNDP-UNIFEM 2007

²¹⁹ 警察支援プロジェクト JICA 専門家からの聞き取り（2017 年 2 月 7 日）。

²²⁰ UNDP-UNIFEM 2007

²²¹ USAID 2012

²²² UNDP-UNIFEM 2007

上の世界銀行オープンデータによるものである

表 3.1：コンゴ民の失業率（空欄はデータなし）

	1991	2005	2006	2007	2008	2012	2014	2003-2013	不明	出所
男性	6.7%						6.7%			(1)
女性	9.8%						9.4%			
全体								3.7%		(2)
			48.2%	47.2%	53.2%					(3)
		49.6%				54.0%				(4)

表 3.2：若者(15 歳から 24 歳)の失業率（空欄はデータなし）

		1991	2005	2012	2014	不明	出所
全世界		—			14.0%		(1)
コンゴ民	全体	13.2%			11.9%		
						>70%	(5)
	都会		24.54%	24.6%			(4)

データ出所：

- (1) World Bank Open Data (<http://data.worldbank.org/indicator/SL.UEM.TOTL.FE.ZS?view=chart>)
- (2) Human Development Report 2015 p.256
- (3) コンゴ民労働省「雇用と職業訓練に係る国家政策 Politique Nationale de l'Emploi et de la Formation Professionnelle」(JICA 2014 で引用)
- (4) Rapport National sur le Developpement Humain 2014, p.47 と p.122
- (5) African Economic Outlook 2012 (JICA 2014 で引用)

いずれにしても、高い失業率であると言える。若者の失業率が高い理由の一つとして、定年が守られていないことも影響していると考えられる。定年後の収入がないので、定年になってもそのまま職場に残るため、若者が就職し経験を積む機会を持たないということである²²³。また、雇用者は、若者は訓練のレベルが低く、知識にも職業倫理に欠け、実用的なスキルや経験が足りないと言い、若者の雇用に消極的だが²²⁴、実際には若者の方が視力もよく体力もあり、学習能力も高い。数年前までは起業を好まず、フォーマルな職業に就くことを望む若者が多かったが、現在は就職から起業へと若者の関心が移っている²²⁵。

(2) 政府の取り組み

雇用促進・国家建設に資する人材の育成のため、政府は第二次貧困削減戦略文書 (DCSRP II) や「雇用と職業訓練に係る国家政策」においても、職業訓練を重要視している²²⁶。特に若者の雇用の促進するため、政府は国家若者政策²²⁷、国家若者雇用行動計画²²⁸、国家若者雇用計画²²⁹を策定し、若者の雇用審議会²³⁰と国家若者会議を通じて若者のリーダーシップ

²²³ 世銀が退職後の支援を予定しているということである。JICA コンゴ民事務所保健担当職員からの聞き取り（2017 年 1 月 31 日）。

²²⁴ ILO 2012

²²⁵ 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト日本人専門家からの情報。

²²⁶ JICA 2014a

²²⁷ National Youth Policy

²²⁸ National Action Plan for Youth Employment

²²⁹ National Youth Employment Programme

²³⁰ Consultative Group for Youth Employment

を支援し、若者の声を反映することを試みた²³¹。

教育政策においても、教育システムの向上により市場ニーズにより正確に応えることが試みられている。コンゴビジネス協会、商工会議所、初等中等技術教育省、高等教育省との間で雇用者の需要に合ったカリキュラム開発のための覚書が結ばれた。また、2006年、6つの省²³²による技術教育職業訓練省間委員会が2006年に設置された。これは、技術教育職業訓練（TVET）の枠組み作り、就業に結び付くカリキュラムやプログラム開発、技術教育職業訓練のアドボカシーと資金獲得を目的とする。労働省、国立職業訓練機構、初等中等技術教育省、青年スポーツ省、高等教育省、社会課題省に加え、ジェンダー・家族・子ども省も参加している²³³。しかし、現在のところ省庁間の調整は不十分である。数多くの技術教育職業訓練機関がそれぞれ修了



キンシャサで 2017 年 1 月 30 日、筆者撮影。

Box 4 女性エンジニアの手によるロボット交通警察

女性のテクノロジー組合を運営する女性エンジニア、Therese Izay が設計したロボット交通警察官はキンシャサの交差点に複数設置されており、その存在感は大きい。女性のエンジニア分野への参入促進には何よりの好事例である。

<http://www.aljazeera.com/news/africa/2014/03/dr-congo-turns-robots-combat-traffic-20143205531424870.html>

証を出しており、訓練内容に整合性もない。技術教育職業訓練の質を判断する整合性のある国家システム設置も話し合われているがまだ実現していない²³⁴。

(3) ジェンダー主流化に係る状況

女性の就業は伝統的農業（70%が女性）やインフォーマルセクター（60%が女性）に集中しており、給与所得者の 2.8%を占めるのみである²³⁵。インフォーマルセクターで働く多くの女性には法的な保護や社会保障がなく、フォーマルセクターと比較して収入にも差がある。男性に比べ、多くの女性がこのような脆弱な立場に置かれている実態がある。女性にとって参入しやすい分野は小規模ビジネスや電子機器の組み立て修理などであるが²³⁶、起業し成功するためには計画や運営・資金管理といった様々なスキルや、マイクロファイナンスなど資金へのアクセスなどが必要である²³⁷。コンゴ民の若者に訓練機会を与え支援している女性起業家によると、女性の起業には全人的・総合的な支援が重要だという。トレーニングによる技術やスキルへのアクセス、資金へのアクセスに加え、メンターやロー

²³¹ ILO 2012

²³² 初等中等技術教育省、保健省、社会課題・人道的活動と国家連帯省、雇用・労働・社会保障省、高等・大学教育省、若者・スポーツ省。

²³³ JICA 2010

²³⁴ UNESCO 2013

²³⁵ African Economic Outlook 2016 (Country Notes, DRC)

²³⁶ USAID 2012

²³⁷ CEDAW 2013

ルモデルがフォローアップし助言を与え成功に導く必要があるということである²³⁸。

3.3 保健

(1) 保健分野の現状

コンゴ民の女性の保健分野の重要課題の一つは高い妊産婦死亡率である。出生 10 万あたり 730 (2013 年)²³⁹の死亡率はサブサハラアフリカの平均、546 を大きく上回っており²⁴⁰、女性の 20%は出産関連で死亡しているという報告もある²⁴¹。主な理由は若年妊娠、地理的条件、限られた種類の医療サービスしか利用可能でないこと、ケアの必要性や適切なケアの遅れ等に見られる限定的な医療へのアクセス²⁴²、高い出生率である。第一子出産時の平均年齢は 19.9 歳と報告されている²⁴³。20 歳から 24 歳までの女性の 25%が 18 歳までに子供を産んでいる²⁴⁴。2005 年 (同年の妊産婦死亡率は 660²⁴⁵) に死亡した妊産婦の 23.2%が 15 歳から 19 歳、2010 年 (同年の妊産婦死亡率は 540) は死亡した妊産婦のうち 18.4%が 15 歳から 19 歳だった²⁴⁶。施設分娩率は全国で 74.9%だが地域差が大きく、キンシャサで 98.1%、エクアター州が 39.7%である。妊産婦の教育レベル、家庭の経済状況も施設分娩率に影響しており、妊産婦が無就学の場合で施設分娩率は 60.1%、中等教育以上で 88.3%、所得階層下位 20%の家庭の妊産婦の施設分娩率は 59.9%で、上位 20%は 96.6%である²⁴⁷。性・生殖に関する健康・権利の教育や家族計画サービス利用や避妊の利用も少ない²⁴⁸。近代的な避妊法の普及にも女性の教育水準、都市在住か否かが影響している²⁴⁹。

5 歳未満児死亡率は出生 1,000 あたり 158 (2010 年) であるが、都市 111 と地方 174 で大きな差がある。母親が教育を受けていない場合は 198、小学校レベルの教育を受けていると 165、中等教育以上で 110 と教育レベルが上がるとともに死亡率も減少する。豊かな家庭は死亡率が 88 と低いが、最も死亡率が高いのが経済的に平均レベルの家庭の 194 で、最も貧しいグループの 172 より死亡率が高い²⁵⁰。平均レベルの家庭の死亡率が最も高くなっている理由は不明であるが、家庭の経済状況や母親の教育レベルが 5 歳未満児死亡率、子供の栄養不良や完全予防接種率に一定程度影響していると考えられる²⁵¹。

ジェンダーに基づく暴力も女性の健康上の重要な課題である。性暴力の被害者が包括的な治療にアクセスできるよう、訓練を受けた精神衛生などの専門家による心理的支援が受

²³⁸ コンゴ民の女性起業家、Ms Patricia Veringa-Gieskes からの聞き取り (2017 年 1 月 31 日)。

²³⁹ HDR 2015

²⁴⁰ UNDP 2016

²⁴¹ USAID. 2012

²⁴² 保健人材開発支援プロジェクト JICA 専門家からの聞き取り。

²⁴³ CIA World Factbook

²⁴⁴ MICS 2010, Davis, Fabbri and Alphonse 2014 で引用

²⁴⁵ 2015 年の妊産婦死亡率のサブサハラアフリカの平均は出生 10 万あたり 546、全世界で 216 (UNDP 2016)。

²⁴⁶ WHO Global Health Observatory (USAID 2012 で引用)

²⁴⁷ MICS 2010 (JICA 2012 で引用)

²⁴⁸ CEDAW 2013

²⁴⁹ MICS 2010 (JICA 2012 で引用)

²⁵⁰ 経済レベルで家庭を 5 つのグループに分け比較している。MICS 2010

²⁵¹ JICA 2012 の MICS 2010 に基づいた推論。相関関係のレベルについてのデータは不在。

けられるようにすること、無料の法的支援と医療支援が受けられるようにすることが求められている²⁵²。レイプされた女性の 20-30%がレイプの結果妊娠していると報告されているが²⁵³、コンゴ民では中絶は違法であり、犯罪とされている²⁵⁴。UNFPA は、現在策定中のリプロダクティブヘルスに関する法律の中で、レイプなど特別の状況での中絶の合法化を働きかけている²⁵⁵。

コンゴ民東部ではレイプ被害者の 20%が HIV/AIDS に感染している²⁵⁶。コンゴ民全体では 15 歳から 49 歳の人口の HIV 感染率は比較的 low、1.3%である(DHS 2007)。キンシャサの感染率が最も高く、感染率は男性 (0.9%) より女性(1.6%)が高い。中でも 44 歳から 49 歳の女性の感染率が高く (1.8%)、未亡人は他のどのグループより感染率が高い (9%)。収入源のない女性は売春で生活を支えているという報告があり、それが女性の高い感染率に反映されていると考えられる²⁵⁷。

これらの課題に取り組む保健人材の質の低さと偏在が限定的な保健サービスへのアクセスをさらに深刻にしている。もともと人口 1,000 人あたりの医療従事者数が少なく、看護師・助産師数は 0.82 人、医師は 0.06 人で、WHO の定める医師・看護師・助産師合わせて 2.3 人にははるかに及ばない。さらに、地域ごとの格差も大きい。首都に隣接するバドゥンドゥ州では、人口 1 万人あたりの看護師数は 16 人なのに対して、首都から離れたカタンガ州・マニエマ州では 4 人である²⁵⁸。キンシャサに公的セクターの医師の 6 割が集中しているというデータもある。例えばエクアター州内には産後フィスチュラ²⁵⁹の手術ができる医師はおらず、最低限の HIV 感染予防サービスも提供されていない。コンゴセントラル州では、看護師が比較的多いが、助産師が不足しているなど、職種間の偏りもみられる²⁶⁰。人材の海外流出も課題となっている²⁶¹。

(2) 政府の取り組み

これらの現状に対し、政府はビジョン 2035、大統領 5 大優先分野（インフラ、雇用、教育、水・電気、保健）、MDGs に沿って策定された第 2 次貧困削減開発戦略(DSCR II)の中で保健セクターを 4 つの重要戦略の一つとして取り組んでいる。SDGs やユニバーサルヘル

²⁵² CEDAW 2013

²⁵³ UNFPA からの聞き取り (2017 年 2 月 1 日)。

²⁵⁴ CEDAW 2013

²⁵⁵ UNFPA からの聞き取り (2017 年 2 月 1 日)。

²⁵⁶ WHO 2006

²⁵⁷ USAID. 2012

²⁵⁸ JICA 2014b

²⁵⁹ 産科瘻孔。産科フィスチュラは、膀胱(ぼうこう)と膣、または膀胱と直腸の間に空いた孔(あな)で、排泄物が絶えず身体から漏れ出る原因となる。一般に難産が原因で、胎児の頭部が母親の骨盤を圧迫し、組織への血流が一定時間を超えて止まった場合に発生する(国境なき医師団ホームページ参照：http://www.msf.or.jp/news/detail/headline_393.html 最終アクセス 2017 年 2 月 14 日)。

²⁶⁰ JICA HP 保健プロジェクトニュース: <https://www.jica.go.jp/project/drc/002/news/index.html> (最終アクセス 2017 年 2 月 20 日)。

²⁶¹ JICA 2012

スカバレッジを意識した国家保健開発計画(PNDS)2016-2020、その下位計画である国家保健人材開発計(PNDRHS) 2016-2020 やこれに基づく州保健人材開発計画も策定された。保健人材開発は、DSCR II に基づく保健セクター政策戦略として策定された第二次保健システム強化戦略において、6つの戦略軸の一つに位置づけられている²⁶²。

しかし、保健支出の3割はドナーからの支援で賄われている。保健支出が政府予算に占める割合は最大で7%程度で、2014年には12%になったが²⁶³、アブジャ宣言²⁶⁴の15%には届かない。セクター内の保健省のリーダーシップが弱く、民間に対する規制も行われていない。

(3) 国際機関による支援

世銀、ユニセフ、WHO、USAID、EUなどが保健分野の支援をしている。過去にはプロジェクトごとに委員会が乱立する²⁶⁵、異なるドナーが別々の支援体制を並行して設立していた等の問題があったが、現在は会合も定期的に開催され、事業の重複を回避している²⁶⁶。このように、援助協調は現在改善されており、コンゴ民の他分野と比較しても援助協調はうまくいっているということである²⁶⁷。2014年に16機関がパートナーシップ協定を結び、ドナー間協議を月1回開催している。5つのサブグループ（保健人材、財務、ガバナンス、医薬品、サービス）があり、JICAは保健人材サブグループのリードドナーである²⁶⁸。

(4) ジェンダー主流化に係る状況

しかし、保健政策の中にジェンダーは特記されていない。保健人材開発の分野でもジェンダーに関する政策や政策目標は作られていない。保健省人材局での聞き取りでも、GBVに関する研修は実施しているが、ジェンダーに関する研修はないということであった。UNFPAによると、保健省内でジェンダー視点を取り入れる能力は低く、ジェンダーに関する事項についてはUNFPAやジェンダー省など外部に依存しているということである。

4. JICA 事業のジェンダー主流化状況

4.1 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト

種別	技術協力プロジェクト
期間	2015年3月から2018年6月
相手国実施機関	コンゴ民主共和国国家警察 (PNC)
対象地域	キンシャサ及びパイロットサイト

²⁶² JICA 2012

²⁶³ UNDP 2016

²⁶⁴ 2001年にナイジェリアのアブジャで開催されたHIV/AIDSと他の感染症に関するアフリカ・サミットで採択された宣言で、国家予算の少なくとも15%を保健にあてるとしたもの。参照：

http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/db-infection/2001ar0702.html（最終アクセス2016年1月14日）

²⁶⁵ JICA 2012

²⁶⁶ JICA コンゴ民事務所保健担当職員からの聞き取り

²⁶⁷ UNDP コンゴ民代表も、比較的ドナー調整が進んでいるのは保健と教育分野と発言している（JICA 2014e）。

²⁶⁸ JICA コンゴ民事務所保健担当職員からの聞き取り

背景	コンゴ民の国家警察には警察官の総数情報の整備の遅れ、警察教官育成不足など、多くの課題がある。日本は 2004 年から国連ミッションや他ドナーと協調し警察研修を支援してきた。本プロジェクトはプロ意識が高い警察官を育成する持続的なメカニズムの確立を支援する。
受益者	直接：コンゴ民主共和国国家警察 間接：市民
主たる活動(成果)	(1) 警察本部内の研修実施にかかる連携能力を向上する (2) パイロット研修を実施して研修実施能力を向上する (3) パイロット校の研修実施環境が整備され、学校として機能する (4) 警察研修を行うために十分な能力を持つ教官が育成される
これまでの成果	本部人事局と学校・教育総務局の能力・連携強化、教官育成のためのカリキュラム開発。交通警察研修（一回 100 人受講）を 2 回実施

出所：プロジェクト基本情報を基に筆者作成²⁶⁹

コンゴ民国家警察(PNC)は 1997 年に設立され、PNC 学校・教育総務局(DGEF)は人材育成を担う組織として 2013 年 12 月に設立された²⁷⁰。JICA は 2004 年から 2013 年まで継続して国家警察民主化研修を支援し、この間、2012 年度までに約 2 万人（警察官全体の約 2 割）の警察官の研修を実施した。JICA の警察研修は、研修を受けた警察官の配属先、配属先の知事、地域住民からも高く評価されており、研修成果の発現が見られる²⁷¹。2011 年の大統領選挙の時は 2006 年の選挙時に比べ、国家警察の対応が民主的であったと評価されている²⁷²。2014 年のモニタリング調査報告でも、①警察官の勤務態度改善と意識変容、②機能する警察研修センター整備と教官育成、③市民との関係改善、⑤元武装勢力の PNC 統合促進等のインパクトが確認されている²⁷³。

研修支援終了後も、すべての警察官研修で DGEF は GBV、人権、コミュニティ警察の 3 つのモジュールを実施している。関連研修は主として教官研修を受講した PNC 女性教官によって実施されている。内容は表 4.1 の通りである²⁷⁴。

現行プロジェクトは、学校・教育総務局の研修運営能力の向上にシフトして支援を継続し、成果の持続的な定着に向けて事業が進んでいる。現行プロジェクト形成時に、コンゴ民における女性への暴力被害の甚大さや女性警察官が警察官全体の 7－8%と少ないことをふまえ、ジェンダー平等を目指し、なるべく多くの女性警察官のプロジェクトへの参加が推奨された²⁷⁵。また、過去に研修を実施し、増改築を支援したカサパ警察学校の状況について、女子寮のバストイレが遠いこと、管理棟に女子トイレがないことが指摘されており、政府からも女子寮建設の要望が出たということで、プロジェクト形成時にジェンダー配慮に注意が向けられていたことがわかる。

²⁶⁹ JICA 2014c、JICA ナレッジサイト
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/08af0ceb50550de749257e1e007a0db1> (最終アクセス：2017 年 1 月 14 日)

²⁷⁰ JICA 2014e

²⁷¹ JICA 2014e

²⁷² JICA コンゴ民事務所資料より。

²⁷³ JICA 2014d

²⁷⁴ JICA コンゴ民事務所資料より。

²⁷⁵ JICA 2014d

表 4.1 : JICA による警察官訓練の性暴力モジュールの内容

● 性的暴力：定義、原因、影響（精神的、身体的、経済的） ● 性的暴力に関する法規定：国際法・国内法 ● 性的暴力事件における捜査①（捜査時の留意点） ● 性的暴力事件における捜査②（現場での証拠収集） ● 性的暴力事件における捜査③（被害者に関する情報取扱い） ● 性的暴力事件における捜査④（被疑者の取り調べ） ● 性的暴力事件における捜査⑤（逮捕） ● 性的暴力事件における捜査⑥（法廷書類作成）
--

出所：プロジェクト基本情報文書

現行プロジェクトのPDMの指標には、パイロット研修の女性受講者の割合（数値は未定）と、講師研修試験に合格した研修受講者のうちの 20%が女性である、という指標が立てられている。プロジェクト実施においても、日本人専門家側から、積極的に PNC が女性警察官を採用することを申し入れ、また一定数の女性警察官をパイロット研修で受け入れることに留意してきた。研修開始前のインフラ・機材整備でも女性警察官の研修受講環境を整えるために、女子棟の建設、専用浴室・トイレの建設、生理用品の調達を進めてきた。

ただ PNC 側のジェンダーの取り組みは、ドナーの関心・要望に合わせているところがあり、必ずしも自主的に取り組んでいるとも言えないようである。女性警官は下級の一般警官がほとんどで、警察本部の部長級や各州本部長等の幹部には女性がいなくてもその要因と考えられる²⁷⁶。まず女性警官の数が増えること、女性警官ならではの役割も認識すること²⁷⁷、そして意思決定力のあるポストに女性が進出することを長期的に PNC が進める必要があると考えられる。

4.2 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト

種別	技術協力プロジェクト
期間	2015 年 1 月から 2020 年 1 月
相手国実施機関	国立職業訓練機構(INPP)
対象地域	キンシャサ、カタンガ
背景	コンゴ民は、長期にわたる紛争を経て復興の途にある。経済発展のための重要政策に「雇用・労働の改善」がある。失業率は 8.9%、不完全就業者は 81.7%、24 歳以下の労働人口の失業率は 28%と推計される ²⁷⁸ 。東部では避難民や除隊兵士の職業訓練を通じた社会復帰・就業支援が治安の改善・経済発展には重要である。職業訓練機構の訓練校も人材不足・施設の老朽化等の問題を抱える中、JICA は 2011 年から「職業訓練プログラム」として技術協力プロジェクト、無償資金協力、アドバイザー派遣等を実施し、指導員能力強化や施設・機材整備を支援してきた。本プロジェクトは国立職業訓練機構の能力強化を目指すものである。
受益者	公共保健省 保健人材関連局 対象州の州保健医務局 人材担当課
主たる活動	(1) 訓練管理体制および環境改善のための訓練規定改定、機材維持管理マニュアル作成等 (2) 年間訓練計画と手順マニュアルの策定、および他州への普及 (3) 専門技術指導のための訓練、カリキュラム作成など

²⁷⁶ 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト・チーフアドバイザーによる質問票回答。

²⁷⁷ GIZ の支援する GBV 予防と児童保護の特別ユニットでも女性警察官の数は少ないが、女性の暴力被害者からの聞き取りには、必ず女性警官があたり、プライバシーと秘密保持にも留意しているということである（GIZ からの聞き取り。2017 年 2 月 7 日）。

²⁷⁸ OECD 2007 (JICA HP で引用) <https://www.jica.go.jp/project/drc/003/outline/index.html>
(最終アクセス：2016 年 1 月 14 日)

	(4) 起業・就業支援のための情報収集、制度構築、モニタリングなど
これまでの成果	管理体制支援、通常のコースの支援のほか、起業支援のプログラムをマイクロファイナンス機関の協力を得て開始した。

出所：プロジェクト関連文書を基に筆者作成²⁷⁹

公的職業訓練校は長期の技術系コースを提供することが多く、女子学生が少ない傾向がありコンゴ民の国立職業訓練機構（INPP）キンシャサ校でも同様に、表 4.1 に示すように、職員・学生とも女性が少ない。同校は女子学生を増やすためにホテル・レストラン、縫製、美容とモデリング、オフィスコンピュータのコースを開講するなどの努力をしているが、女子学生は男子学生の半分以下である。機械・技術系のコースになると、さらに女子学生数は少なくなる（表 4.2）。

表 4.2：国立職業訓練機構職員と学生の男女比（％）

	男性	女性
コース指導員	81.8	18.2
マネージメント	78.5	21.5
学生	68.6	31.4

出所：国立職業訓練機構への質問票回答

表 4.3：機械・技術系コースの男女別学生比（％）

	男子学生	女子学生
自動車整備	98.0	2.0
溶接	100	0
電気	98.3	1.7

出所：国立職業訓練機構への質問票回答

しかし、長く国立職業訓練機構キンシャサ校支援に関与しているプロジェクト専門家によると、技術系のコースで女性訓練性が増加しており、少しずつではあるが、ジェンダー格差の解消が進んでいると実感されるということである。3、4 年前に女性指導員はほとんどいなかった自動車整備でも、現在は指導員の 5% ぐらいは女性だという²⁸⁰。また、ある女性自動車整備指導員は、国立職業訓練機構キンシャサ校で自動車整備を学び、終了してすぐ 2008 年から同校で教えるようになったと話していた。自動車整備を選んだ理由は、「好きだった」からということである。10 年以上前にそのような選択ができたこと自体、キンシャサという都市に限るとしても、当時から女性に少ないながら訓練機会があったことを示している²⁸¹。

プロジェクトの日本人専門家によると、国立職業訓練機構キンシャサ校は女性を積極的に要職に採用し女性の発言の場を設けているということである。実際に、マネージメントレベルの 20% を女性が占める²⁸²。現在は女性職員の昇進も女子学生の入学も実績に基づく

²⁷⁹ JICA 2914a、JICA HP <https://www.jica.go.jp/project/drc/003/outline/index.html>
(最終アクセス：2017 年 1 月 14 日)

²⁸⁰ プロジェクト日本人専門家からの聞き取り（2017 年 2 月 7 日）。

²⁸¹ INPP 訪問時の女性指導員からの聞き取り（2017 年 2 月 7 日）。

²⁸² AFD が支援しているゴマ、ブカブ、ボマの INPP には 1、2 名の秘書がいるだけでマネージメントはすべて男性、また指導員も女性は縫製などの「女性のコース」にしかいないということである（AFD からの

もので、女性への優遇策はないが、女性職員及び学生を増やし女性の技術職への進出を促進するため、国立職業訓練機構キンシャサ校女も性優遇策や意識向上などの方策をとりたいという意向を示している^{283、284}。

また、プロジェクト側も、本邦研修参加者に女性を参加させるよう国立職業訓練機構キンシャサ校に対し要望を出し、女性指導員の参加を確保している（2015年の2回の研修の参加者は1回目男性9人、女性2人、2回目が男性10人、女性2人）。さらにマイクロファイナンス機関の

FINCA と協力して、起業希望者に融資をするプログラムを始めた際には、女性には 0.5 パーセントポイント低い利率で貸し出すという優遇策をとっている。現在 2 回目の選考中だが、1 回目は 54 の応募のうち、個人 5 人、企業 1 社が選ばれた。うち女性は 2 人で、いずれも縫製関連の起業である。さらに、プロジェクトは女性が多いコースで、逆に男性が受益しないといったことが起きないように研修内容に注意しているということで、バランスのとれたジェンダー配慮がなされている²⁸⁵。

Box 5: 女性の非伝統的分野のロールモデル

ロールモデルは、女性の非伝統的な分野への進出に大きな役割を果たすことができる。ブルンジのある女性大佐が、女性のリクルートメント促進のために、車両と燃料を UN Women にリクエストした。大佐は、自分が家庭で家事をする様子、子供に授乳している写真を持って国内の学校を回った。写真を見せて、軍人であっても女性として家庭を持てること、また軍服が彼女に社会的な地位を与えていることを示した。この「キャンペーン」の後、女子の入隊希望者が急増したということである。

UN Women コンゴ民事務所代表

4.3 保健人材開発支援プロジェクト フェーズ 2

種別	技術協力プロジェクト
期間	2014 年 1 月から 2018 年 1 月
相手国実施機関	公共保健省 保健人材関連局 対象州の州保健医務局
対象地域	キンシャサ特別州、コンゴセントラル州、カサイセントラル州、オカタンガ州
背景	コンゴ民は、長期にわたる紛争の結果、保健システムが崩壊し保健人材の都市・地方における偏在や質の低下が著しい。特に地方における保健サービスへのアクセスは極めて限定的である。2010 年 11 月から 3 年間、「保健人材開発支援プロジェクト」を通じて、中央レベルで国家保健人材開発計画（PNDRHS）の策定・承認、それに基づいた保健人材の育成、配置、定着、キャリア管理を支援した。第 2 フェーズは中央のさらなる能力強化と州保健医務局が各州の現状に即した州保健人材開発計画を国家保健人材開発計画に整合する形で策定・実施する。
受益者	公共保健省 保健人材関連局 対象州の州保健医務局
主たる活動	(1) 国家保健人材開発計画（2011-2015）の評価と次期国家保健人材開発計画策定 (2) 国家保健人材開発計画実施のための規定等の整備 (3) 州保健人材開発計画策定と実施
これまでの成果	国家保健人材開発計画（2011-2015）評価、コンゴセントラル州、カサイセントラル州、オカタンガ州の州保健人材開発計画策定・承認、助産教育教材、保健人材

聞き取り。2017 年 2 月 7 日）。

²⁸³ 国立職業訓練機構への質問票回答

²⁸⁴ 女性マネジャーたちは、校外の女性起業家や女性グループと積極的に連携し、女性の社会進出を推進する活動を行っているということである（プロジェクト日本人専門家による質問票回答から）。また、女性起業家、Ms Patricia Veringa Gieskes やロボット交通警官の設計者とも連絡をとり、機構へ講演にきてもらったこともある（INPP の総局長からの聞き取り。2017 年 2 月 1 日）。

²⁸⁵ 美容は女性が多いが、男性の訓練生もいる。理容業は小規模に起業しやすいことが理由だということである（INPP 日本人専門家からの聞き取り。2017 年 7 日）。

	概況書、国家および州保健人材年鑑、オブザベートリーのパンフレット作成、コンゴセントラル州およびオカタンガ州人材データベース作成など
--	---

出所：プロジェクト関連文書を基に筆者作成²⁸⁶

プロジェクト活動そのものがジェンダーに関する取り組みであるというのが、プロジェクト実施者の認識である。保健分野でのコンゴ民のジェンダー課題は、高い妊産婦死亡率や東部地域の性暴力である。プロジェクトは、能力のある助産師を育成することで女性のリプロダクティブヘルスの向上、ひいては女性のエンパワーメントに貢献するものといえる。そのためのテキストや能力基準等も作成している。また、保健人材のデータベースの作成により、看護師が多く助産師が極端に少ないという実態も明確になり、適正な人材育成と配置が女性のリプロダクティブヘルスの向上を促進するうえで不可欠と認識されるようになった。詳細計画策定調査報告書やPDMには、特にジェンダーに関する記述はないことから、プロジェクト形成も同様の考え方で行われたと推察される。プロジェクトとして特にジェンダーに特化した取り組みはないが、これはJICAに限ったことではなくジェンダー研修といった活動を他ドナーも保健人材育成分野では実施していないということである。

プロジェクトの対象州3州の州保健省大臣はみな女性だが、そのほかの管理職は男性が主体である。管理職に男性が多いのは、選考プロセスで必要とされる学業レベルに達する女性が少ないことが原因と考えられている。また、地方の看護師は保健センターを運営し、広い管轄地をオートバイで移動して予防接種をするといった業務をこなすため、外部から女性看護師が赴任するには難しい状況があり、8割程度が男性だということである。助産師は女性が多いが、それでも助産師協会会長は男性であるという²⁸⁷。以上から、保健分野全体として、男性主体の組織になっていることがうかがわれる。しかし、カウンターパートもジェンダーに対する配慮を示している。日本人専門家によると、プロジェクトカウンターパートの保健省は、会議や本邦研修への女性の参加に配慮しており、プロジェクトの本邦研修参加者選定の際、過去、女性の参加者が少なかったからこれからは女性を多くしたい、という意向を示したということである²⁸⁸。

²⁸⁶ JICA 2014b、JICA HP <https://www.jica.go.jp/project/drc/002/outline/index.html> (最終アクセス：2017年1月14日)

²⁸⁷ コンゴ民では男性も助産師になれる。

²⁸⁸ 2014年度と2015年度の国別研修参加者はそれぞれ男性3名、男性5名で女性はいなかった。2016年には女性も派遣すべきと保健省第1局長から発言があり、2016年度は男性3名、女性2名を派遣した。このほか、課題別研修にも2015年と2016年で計3名、プロジェクト関係の女性が推薦されている。

付録 1：JICA 案件（コンゴ民）とコンゴ民国連安保理決議 1325 号国家行動計画との関連（2013 年版のログフレームとの対応）

コンポーネント 2：治安

目標	戦略	活動	成果	指標	JICA 関連支援分野
小火器の蔓延を阻止する	アドボカシー	所管官庁に対し、警察・軍・司法関係の訓練等にジェンダー視点を取り込むようアドボカシーを行う	警察・軍・司法のサービスへのジェンダー視点の統合	ジェンダー視点を組み込んだプログラムの数、警察・軍・司法の女性の数	治安改革、警察能力強化

コンポーネント 4：エイズ

女性の情報、予防策、治療へのアクセスの向上	マスメディア、セミナー、会議	コミュニティでの情報と啓発活動	50%の女性が情報、予防策、治療へのアクセスがある	アクセスのある女性の割合	保健分野
国家予算による国家エイズ撲滅戦略計画の実施	マスメディア、セミナー、会議	性とジェンダーに基づく暴力の告発と処罰	性暴力の処罰	処罰を受けた性暴力ケースの数	警察
貧困撲滅	市民社会、政府、司法、議会から成る委員会	- 貧困撲滅 - 国家エイズ撲滅戦略計画にかかる NGO の活動の支援	- HIV 感染率の低下 - NGO の関連活動が支援される	- エイズ感染者の割合 - 国家エイズ撲滅戦略計画に基づき支援された NGO の数	雇用

付録 2：コンゴ民で可能と思われる JICA 案件と日本の国連安保理決議 1325 号国家行動計画との関連

目標	具体策	JICA の取組みの可能性
参画：平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。		
目標 1：紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女子が積極的な役割を果たすとともに、女性に対する配慮が反映されるようになる。	1. 紛争予防・再発防止に関連する事業の計画・モニタリング・評価の各段階で女性に配慮するとともに、女性・女児等の参画を確保。	<u>治安分野</u> での女性の参画支援
	3. 女性に配慮した法律及び制度、及びその運用並びに司法アクセスの改善を支援。	<u>警察</u> を含む法執行改善
	4. 支援対象国の女性が平和構築活動に積極的な役割を果たすよう支援。	<u>女性警察官</u> 育成と能力強化
目標 3：人道・復興支援に関する意思決定に女性に対する配慮が反映される。女性が積極的な役割を果たす	1. 人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。	<u>保健分野</u> での女性の計画策定参加推進。

ことができるようになる。	3. 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。	
予防：紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。		
目標1：紛争予防において女性の参画を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。	3. 早期警戒・早期対応メカニズムの構築・運営への女性の参加状況。	<u>警察</u> とコミュニティの協力体制整備 信頼醸成活動への女性の参画
目標2：紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。	1. 紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置。	<u>警察</u> の能力強化
目標3：紛争解決における女性の参画を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、和平プロセスに男女共同参画の視点を反映させる。	3. 高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。	<u>女性警察官</u> 育成と能力強化
目標4：男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。	1. ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた <u>警察改革</u> を支援(女性の参画の確保、男女別分析、ニーズ対応等を含む。)	<u>警察</u> のジェンダー主流化支援
	5. 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の訴追及び防止)支援。	<u>警察</u> を対象とする研修、制度整備
保護：紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児等を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。		
目標1：人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。	1. 性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。	<u>医療機関</u> 、 <u>警察</u> の被害者保護対策支援
	3. 性別に基づく暴力の被害者に対する移行期の（又は中長期的な）支援。	<u>医療機関</u> 、 <u>職業訓練機関</u> の被害者女性支援の強化
目標2：人道上の危機的状況における性別に基づく暴力等のリスクが軽減され、予防される。	2. 水・衛生・衛生促進（WASH）、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案の際の性別に基づく暴力リスク分析。	<u>警察</u> 、 <u>保健</u> ・ <u>医療機関</u> の能力向上
	3. 女性・女児(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント	<u>職業訓練</u> を通じた経済的エンパワーメント
	4. コミュニティの参加・動員による性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。	<u>警察</u> とコミュニティの協力促進
目標3：難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性別に基づく暴力が防止され	4. 難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象とした保護支援活動を通して、両者間の緊張関係	レイプ被害者、DV被害者、その他の医療を必要とする女性の包括的

る。	を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女兒等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。	な医療へのアクセス改善
目標 5：紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、司法制度を含む治安部門改革（SSR）を支援する。	1. 紛争後の元兵士（子ども兵を含む。）の武装解除への女性・女兒の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。	治安改革の一環としての DDR 支援（あるいは女性・子ども兵を主たる対象とする心理的支援、コミュニティ復帰支援）
	3. 不処罰の終焉のための研修、啓発活動への支援。	警察への女性の登用及び警察の能力強化、
	4. 人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。	警察、医療機関の制度確立と能力強化支援
人道・復興支援：女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道。復興支援が実施される。		
目標 1：【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女兒等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。	1. 緊急支援や人道しえんを計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女兒等の固有の状況・ニーズの把握	医療・保健機関の能力強化・制度整備
目標 2：【移行期】女性・女兒等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。	1. 女性・女兒等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。	ジェンダー主流化した職業訓練による女性のエンパワーメント
	2. 事業計画の企画・立案・実施に、女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映。	
目標 3：【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じて男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女兒等の権利の促進、男女平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。	1. 事業の計画策定への男女共同参画の視点の導入。	全事業
	2. 事業の実施における女性の参加の確保。	
	3. 事業のモニタリング、評価への男女共同参画の支援の導入。	
	4. 事業全体に女性が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。	
目標 4：【重点課題】人道・復興支援を行うにあたっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その	1. 女性、女兒等が基礎的医療サービスを受受できるよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR) を確保。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不	医療・保健機関の能力強化

際、女性・女兒等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。	可欠である男性・男児の協働も支援。	
	5. 復興にかかる生計・収入向上支援事業に男女共同参画の視点を組み込む。	ジェンダー主流化した 職業訓練 による女性のエンパワーメント
	6. 復興のためのインフラ整備に女性・女兒の保護や男女共同参画の視点を組み込む。	インフラ 事業計画への女性の参画、インパクト調査で男女別及び女性・女兒への影響を確認
	7. 紛争後の元兵士（子ども兵を含む。）の武装解除において女性・女兒のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。	治安分野 の担当者の能力強化
目標5：人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。	計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女兒等の保護を助成・委託先に至るまで確保。	全事業

付録 3 : 国際援助機関²⁸⁹

機関	援助分野	主たる活動例、リンク等
AFD	技術職業訓練教育 治安	INPP 支援 (本部アクションプラン、マタディやブカブにおける施設整備、職業能力評価基準に基づく訓練による訓練改善及び企業家育成)。女性支援を検討中。 警察専門研修 (性暴力対策等)
BTC	技術職業訓練教育 HIV/AIDs (分野横断的課題)	「技術教育・職業訓練分野省庁間委員会」への支援を通じて中央・地方レベルでの TVET 分野での制度整備を支援。初等・中等・職業教育省、青年スポーツ省、社会事業省を主なカウンターパートとして、公教育分野の中等教育以降の鉱工業、建設業、農業分野を中心とした職業訓練を支援
DFID	保健 治安 平和構築	リプロダクティブヘルス、蚊帳及び避妊具の配布、マラリア・下痢症及び栄養に関する地域保健パッケージ、HIV/AIDs 対策に係る調整機能の改善、プライマリーヘルスケアコミュニティ警察支援 (市民との協働による治安維持体制構築、緊急通報システムの設置等) Peace and Stabilisation programme (コンゴ民東部)
EU	保健 治安	PNDS 支援プロジェクト 国家警察本部の能力強化(人材データベース構築、人材育成・管理、研修マスタープラン策定支援、財務管理など)、警察大学校 (幹部育成校) 建設支援
FAO	農業	農業ガバナンスの向上、地方開発、再生可能な自然資源、人道支援、バリューチェーンとアグリビジネスによる農業・畜産・漁業分野の開発等
GIZ	生物多様性と自然資源管理、マイクロファイナンス、水資源分野改革、警察改革、保健医療	ジェンダーに基づく暴力の予防と児童保護の特別ユニット支援
ILO	技術職業訓練教育	
UNDP	治安 紛争下の女性のエンパワーメント マイクロファイナンス	コミュニティ警察支援 (市民との協働による治安維持体制構築、緊急通報システムの設置等)
UNESCO	教育、職業訓練、自然保護	TVET 現状分析
UNFPA	GBV	警察の Special protection Units (SPUs) 設置
UNHCR	保健	助産師教育(助産師能力基準など)
UNICEF	保健	保健システムの再活性化、予防接種、栄養、マラリア予防、母親に対する栄養指導、微量栄養素の供給、保健センターに対する必須医薬品の供与、職員研修、HIV 母子感染予防

²⁸⁹ JICA 2012、JICA 2014a、JICA 2014b

UNPOL	治安	警察教官支援、人材戦略・研修プラン等にかかるアドバイザー派遣
UN Women	ジェンダー予算 女性と女兒に対する暴力の撲滅 女性・平和・安全保障、女性の政治的参画とリーダーシップ 女性の経済的エンパワーメントと起業	政策策定支援 ナショナル・マシーナリー支援
USAID	保健 治安	保健人材強化、医薬品供給システムの整備、実勢に基づく資金配分への支援 警察専門研修（性暴力対策等）
WFP	食糧支援	食糧支援、栄養、緊急道路補修、食糧安全保障クラスター、人道航空サービス
WHO	保健省支援 女性及び青少年の健康、子供の生存のための支援 感染症・非感染症疾患の予防及び対策への支援 緊急事態及び災害時の保健に関する対応強化	政策策定、保健システム強化、人材管理能力強化等
世界銀行	技術職業訓練教育 保健 平和構築	公教育分野における職業訓練機関を中心に支援（高等教育省、初等・中等・職業訓練省） マラリア対策強化のための保健ゾーンへの介入、保健財政改革、人材開発、情報システム 地域レベルの PSCE 実施の資金支援
世界エイズ・結核・マラリア対策基金	保健(資金提供)	HIV/AIDs、結核、マラリア、保健システム強化

International NGOs

CARE	保健 SGBV 予防 緊急支援	性暴力被害者支援、リプロダクティブヘルス 識字、少額貯蓄貸付 (VSLA) リハビリテーション、グッドガバナンス、平和構築
Catholic Organisation for Relief and Development Aid (Cordaid)	平和構築	貧困削減、女性の政治的参画、不処罰に関するプロジェクト実施
Femmes Africa Solidarite (FAS)	女性、平和、安全保障 草の根レベルの平和構築	地域レベルの団体。2003 年から DRC で活動している。国連安保理決議 1325 国家行動計画についてのベースライン調査、意識向上、女性のエンパワーメントなど
Network of Congolese Peace Actors	平和構築	
Oxfam	人道支援 教育	紛争影響地の社会サービス提供（水、学校、病院） 基礎教育

	保健	病院支援、HIV/AIDS
Solidarité des Femmes Activistes pour la Défense des Droits Humains (SOFAD)	女性の権利 コミュニティでの平和構築	女性の権利擁護 平和クラブ(女性のみ)や対話グループ（男女）
Women as Partners for Peace in Africa	紛争下の女性のエンパワーメント	和平交渉への女性の参加支援

付録 4 : SDG 目標 5 の指標の現状

目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

指標	現状
5.1あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	CEDAWは批准しており、憲法にも男女平等の条項があるが、具体的な法整備・対策はまだ不十分。
5.2人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	人身取引対策はない。児童兵士については努力が見られる。性暴力に対する戦略が2009年に打ち立てられたが、性暴力は依然として大きな課題。実態も把握できていない。
5.3未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	女性の結婚年齢が15歳。女性器切除はキャンペーンをするなど対策を講じている。
5.4公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	対応策は見られない。
5.5政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	女性の政治的参画は限定的。
5.6国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	一般医療へのアクセスもまだ不十分。妊産婦死亡率も高く、取組みの成果が出るには時間がかかる。
5.a女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	法律上では男女を差別しないことになっているが、慣習上は女性の相続権が認められていない。
5.b女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	女性の教育レベルが低く、技術的能力を得る機会が限定的。ICT利用もまだ限られている。
5.cジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	ジェンダー主流化政策もあり、国際条約・法規・宣言も批准・承認しているが、国内法にも不備があり、国内法に定めがあっても実施が弱い。

付録 5 : 参考文献リスト

AFD. n.d. Profil Genre Republique Democratique du Congo

(http://www.afd.fr/webdav/site/afd/shared/PORTAILS/SECTEURS/GENRE/pdf/RDC_ProfilGenre_VR_GeA.pdf :最終アクセス、2016 年 12 月 25 日)

AfDB. African Economic Outlook 2016 Country Note (DRC)

ASADHO (African Association of Human Rights). 2012. The Democratic Republic of Congo: Taking a Stand on Security Sector Reform.

Committee on the Elimination of Discrimination against Women. 2013. Concluding observations on the combined sixth and seventh periodic reports of the Democratic Republic of the Congo (CEDAW/C/COD/CO/6-7)

Davis, L., Fabbri, P., and Alphonse, I.M. 2014. Gender Country Profile 2014. Commissioned by the Swedish Embassy in collaboration with DFID, the European Union Delegation and the Embassy of Canada, in Kinshasa.

Denham, T. 2008. Police Reform and Gender. DCAF, OSCE/ODIHR, UN-INSTRAW

FAO. 2015. The State of Food and Agriculture 2015 (DRC)

ILO. 2012. Africa's Response to the Youth Employment Crisis: Regional Report (Synthesis of Key Issues and Outcomes from Eleven National Events on Youth Employment in the African region). March-May 2012

JICA. 2010. コンゴ民主共和国 職業訓練プログラム協力準備調査報告書

JICA. 2012. 保健セクター情報収集・確認調査 コンゴ民主共和国 保健セクター分析報告書

JICA. 2014a. コンゴ民主共和国 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト 事業事前評価表

JICA. 2014b. コンゴ民主共和国 保健人材開発支援プロジェクト フェーズ 2 詳細計画策定調査報告書

JICA. 2014c. コンゴ民主共和国 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト 事業事前評価表

JICA. 2014d. コンゴ民主共和国国家警察民主化研修モニタリング調査報告書

JICA. 2014e. コンゴ民主共和国 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

Hellsten, S.K. 2013. The deal of gender justice and the UNSCR 1325: Two case studies: Kenya and the Democratic Republic of Congo. WIDER Working Paper No. 2013/137. United Nations University-WIDER

IRC. 2014. Experiences of Refugee Women and Girls from the Democratic Republic of Congo (DRC): Learning from IRC's Women's Protection and Empowerment Programs in DRC, Tanzania, Burundi, and Uganda.

Open Society Foundations. n.d. Justice in DRC: Mobile Courts Combat Rape and Impunity in Eastern Congo.

Mbambi, A. M. and Faray-Kele, M. 2010. Gender Inequality and Social Institutions in the D.R. Congo

Miller, B., Pounik, M. and Swaine, A. 2014. Women in Peace and Security through United Nations Security Resolution 1325: Literature Review, Content Analysis of National Action Plans and Implementation. Institute for Global and International Studies, the George Washington University.

MoP and NIS. 2011. Multiple Indicator Cluster Survey DRC2010.JI

SADHO et al. 2012. The Democratic Republic of Congo: Taking a Stand on Security Reform

UN. 2010. UN Security Council Resolution 1325 (2000) on Women, Peace and Security in Peacekeeping: Final

Report to the United Nations Department of Peacekeeping Operations, Department of Field Support.

UNDP. 2015. Human Development Report 2015.

UNDP. 2016. Africa Human Development Report 2016: Accelerating Gender Equality and Women's Empowerment in Africa. USA: NY

UNDP-UNIFEM.2007. Policy briefing paper: Gender Sensitive Police Reform in Post Conflict Societies.

UNESCO. 2013. Status of TVET in the SADC Region. UNESCO: Paris

UNIFEM. 2010. Women's Participation in Peace Negotiations: Connections between Presence and Influence

UN Women. 2015. Preventing Conflict Transforming Justice Securing the Peace: a Global Study on the Implementation of United Nations Security Council Resolution 1325. .

US Department of State. 2016. Trafficking in Persons Report.

USAID. 2012. Gender Assessment for the Democratic Republic of Congo.

Valasek, K. 2008. Security Sector Reform and Gender, DCAF.

Vinas, M.C. 2015. Gender Audit of the Peace, Security and Cooperation Framework for the Democratic Republic of Congo and the Region. International Alert and Kvinna till Kvinna Foundation.

国立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構. 2011. カレントトピックス「コンゴ民主共和国産等の紛争鉱物に関する米国の規制と関係業界の動向」平成 23 年 2 月 17 日
http://mric.jogmec.go.jp/public/current/11_07.html (最終アクセス 2016 年 1 月 17 日)

Website

CIA The World Factbook

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/cg.html> (最終アクセス : 2017 年 1 月 13 日)

Social Institutions and Gender Index (SIGI)

<http://www.genderindex.org/country/congo-dem-rep> (最終アクセス : 2017 年 1 月 18 日)

UNHCR: Information Sharing Portal, DRC Situation (最終アクセス : 2017 年 1 月 15 日)

<http://data.unhcr.org/drc/regional.php>

UNICEF Data: Monitoring the Situation of Children and Women (DRC)

<https://data.unicef.org/country/cod/>

日本国外務省ホームページ (コンゴ民主共和国) (最終アクセス : 2017 年 1 月 14 日)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomin/data.html#01>